

参 考 资 料

(職員給与関係資料)

平成 29 年職員給与等実態調査について	54
第 1 表 部局別・給料表別人員数	55
第 2 表 職員の給料表別・学歴別・性別人員構成	56
第 3 表 職員の年齢階層別構成	56
第 4 表 職員の平均給与月額	58
第 5 表 職員の給料表別・級別・号給別人員分布	59
第 6 表 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員および平均給料額	81
第 7 表 職員の給料表別扶養親族数	82
第 8 表 職員の管理職手当の支給状況	82
第 9 表 職員の地域手当の支給状況	82
第 10 表 職員の単身赴任手当の支給状況	83
第 11 表 職員の住居手当等の状況	83
第 12 表 職員の通勤手当および通勤の状況	84
第 13 表 再任用職員の給料表別・級別人員分布	87

(民間給与関係資料)

平成 29 年職種別民間給与実態調査について	90
第 14 表 産業別・企業規模別調査事業所数	91
第 15 表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等	92
第 16 表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給	102
第 17 表 民間における家族（扶養）手当の支給状況	102
第 18 表 民間における住宅（住居）手当の支給状況	103
第 19 表 民間における特別給の支給状況	103
第 20 表 民間における初任給の改定状況	103
第 21 表 民間における給与改定の状況	103
第 22 表 民間における定期昇給の実施状況	104
第 23 表 民間における定期昇給制度の状況	104
第 24 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況	104
第 25 表 民間における月 45 時間を超え 60 時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況	105

(生計費関係資料)

平成 29 年 4 月の標準生計費算定方法の概要	108
第 26 表 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費	109

(労働経済関係資料)

第 27 表 労働経済指標	112
---------------	-----

(時間外勤務等に関する職員アンケート関係資料)

時間外勤務に関する職員アンケートの結果について	118
人事評価制度に関する職員アンケートの結果について	131

職員給与関係資料

平成 29 年職員給与等実態調査について

1 調査の目的と時期

この調査は、地方公務員法第 8 条第 1 項第 2 号の規定に基づき、一般職に属する職員の給与について検討するため、平成 29 年 4 月 1 日現在在職する職員（同日付けの退職者を除く。）について 4 月分の給与等の実態を調査したものである。

2 調査対象

滋賀県職員等の給与に関する条例、滋賀県公立学校職員の給与に関する条例、滋賀県一般職の任期付職員の採用等に関する条例、滋賀県一般職の任期付研究員の採用等に関する条例または滋賀県技能労務職員の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する規則の適用を受ける職員（臨時または非常勤の職員および休職中、休業中、育児短時間勤務中または派遣中の職員を除く。）を対象とした。

3 調査事項

調査対象に該当した全職員について、適用給料表別に職員の学歴、性別、年齢、職務の級、号給および給料、扶養手当、地域手当等の給与について調査するとともに扶養家族の状況および通勤の状況等を調査した。

4 集 計

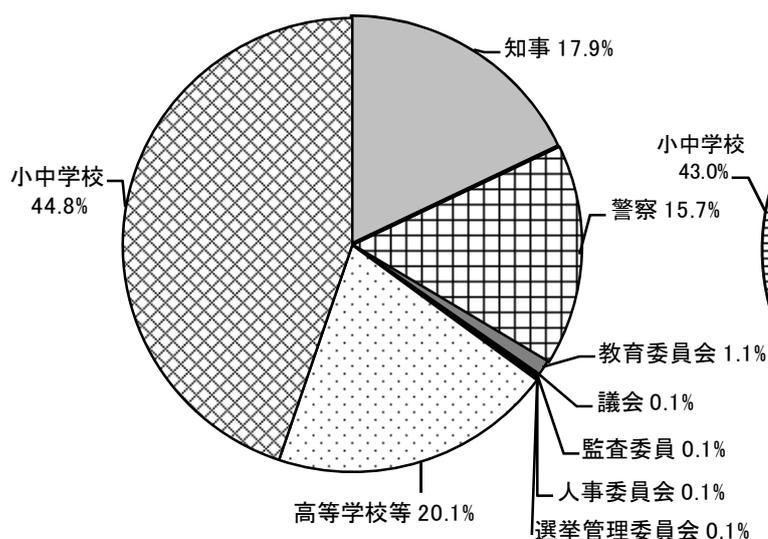
人事委員会事務局において実施した。

第1表 部局別・給料表別人員数

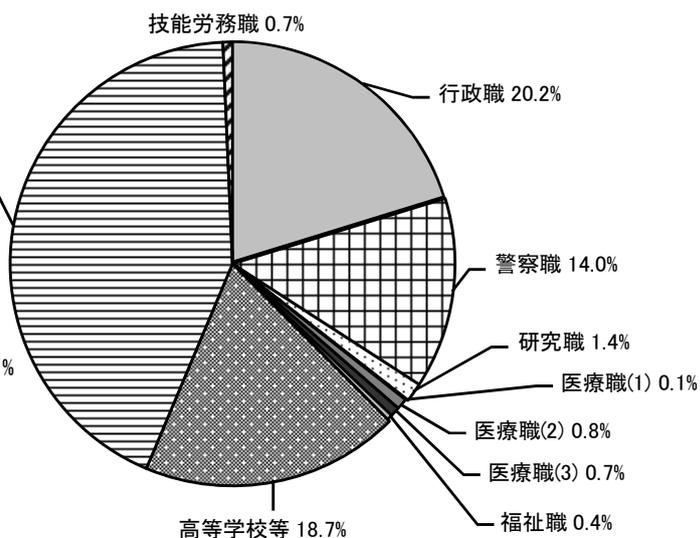
部局 給料表	知事	警察	教育委員会	議会	監査委員	人事委員会	選挙管理委員会	高等学校等	小学校および中学校	計
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職	2,336	250	133	26	15	10	6	197	307	3,280
警察職	-	2,273	-	-	-	-	-	-	-	2,273
研究職	206	17	-	-	-	-	-	-	-	223
医療職(1)	21	-	-	-	-	-	-	-	-	21
医療職(2)	129	1	-	-	-	-	-	2	6	138
医療職(3)	103	1	2	-	-	-	-	-	-	106
福祉職	66	-	-	-	-	-	-	-	-	66
高等学校等教育職	-	-	18	-	-	-	-	3,025	-	3,043
小学校および中学校等教育職	-	-	20	-	-	-	-	-	6,980	7,000
技能労務職	52	11	1	-	-	-	-	53	-	117
計	2,913	2,553	174	26	15	10	6	3,277	7,293	16,267

- 注1 教育委員会のうち高等学校等教育職および小学校および中学校等教育職については、定数内指導主事の数字である。
 2 小学校および中学校等の数字には、県立中学校の職員38人(小学校および中学校等教育職37人、行政職1人)を含む。
 3 再任用職員は、含まれていない(第12表までについて同じ。)

部局別



給料表別



第2表 職員の給料表別・学歴別・性別人員構成

給料表	区分	学歴別人員構成比				性別人員構成比				男女平均年齢
		中学卒	高校卒	短大卒	大学卒	男	平均年齢	女	平均年齢	
		%	%	%	%	%	歳	%	歳	歳
行政職給料表		-	15.4	14.3	70.3	69.9	43.5	30.1	39.5	42.3
警察職給料表		0.1	43.8	3.2	52.9	91.9	38.8	8.1	32.4	38.3
研究職給料表		-	3.2	6.7	90.1	80.3	45.1	19.7	41.5	44.4
医療職給料表(1)		-	-	-	100.0	85.7	47.7	14.3	28.8	45.0
医療職給料表(2)		-	-	20.3	79.7	49.3	47.2	50.7	43.6	45.4
医療職給料表(3)		-	-	38.7	61.3	4.7	34.5	95.3	45.7	45.2
福祉職給料表		-	4.6	33.3	62.1	51.5	42.1	48.5	43.5	42.8
高等学校等教育職給料表		-	1.7	3.3	95.0	58.1	45.7	41.9	42.3	44.3
小・中学校等教育職給料表		-	-	6.8	93.2	47.7	42.3	52.3	40.8	41.5
技能労務職給料表		35.0	57.3	7.7	-	74.4	52.2	25.6	52.6	52.3
計		0.3	10.0	7.6	82.1	60.8	42.6	39.2	40.9	41.9

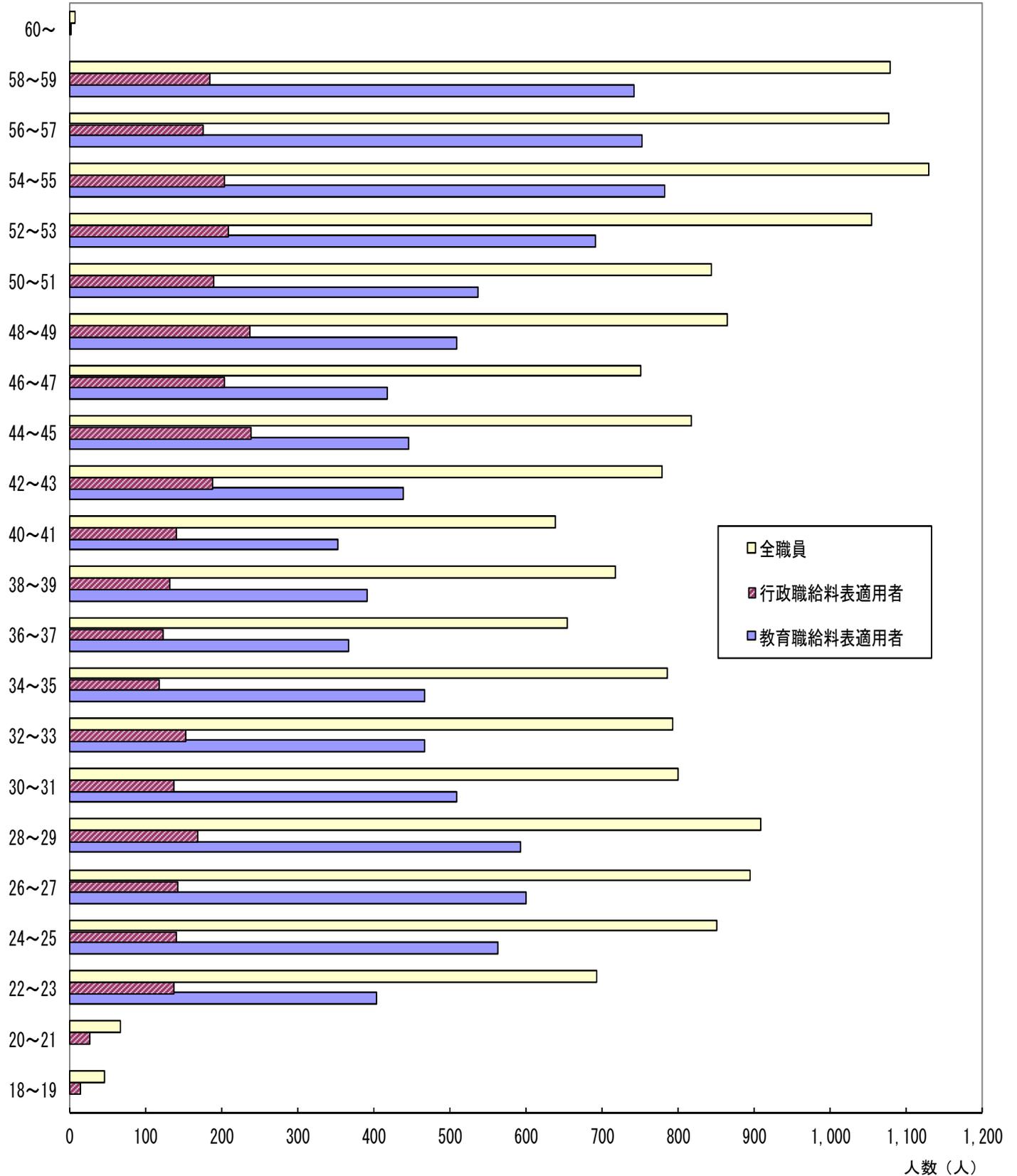
第3表 職員の年齢階層別構成

1 年齢階層別構成

年齢階層	職種	一般職員					教育職員			警察職員	全職員
		行政	研究	医療	福祉	技能労務	高等学校等	小学校・中学校等			
歳	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%	%
～ 24	7.0	7.9	0.9	2.6	6.1	0.9	6.8	4.2	7.9	11.8	7.5
25 ～ 29	10.6	11.4	5.8	8.3	13.6	1.7	14.7	11.5	16.2	15.0	13.8
30 ～ 34	10.5	10.5	14.4	10.2	15.1	-	12.0	9.4	13.1	15.7	12.1
35 ～ 39	10.0	9.8	15.2	10.6	9.1	6.0	10.0	8.6	10.6	16.9	10.9
40 ～ 44	13.3	13.7	13.5	11.7	12.1	5.1	10.0	13.5	8.4	12.6	11.1
45 ～ 49	16.6	17.1	15.7	15.8	6.1	12.0	11.6	13.6	10.8	9.5	12.6
50 ～ 54	15.9	15.2	16.1	20.0	12.1	27.3	16.1	19.6	14.6	9.0	15.1
55 ～ 59	15.9	14.3	18.4	18.5	25.8	47.0	18.8	19.6	18.4	9.5	16.8
60 ～	0.2	0.1	-	2.3	-	-	-	-	-	-	0.1
人員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	3,951	3,280	223	265	66	117	10,043	3,043	7,000	2,273	16,267

2 年齢階層別構成 (グラフ)

年齢 (歳)



第4表 職員の平均給与月額

区分 年月 給与項目	一般職員 (教育職員および警察職員を除く。)		全職員	
	平成29年4月	平成28年4月	平成29年4月	平成28年4月
	円	円	円	円
給料	332,946	337,346	351,486	354,240
扶養手当	9,489	10,002	8,731	8,964
地域手当	26,944	25,994	27,548	26,463
計	369,379	373,342	387,765	389,667

給料表別

給料表	平均年齢	給料	扶養手当	地域手当	計
	歳	円	円	円	円
行政職給料表	42.3	328,208	9,661	26,486	364,355
警察職給料表	38.3	321,535	13,498	25,276	360,309
研究職給料表	44.4	360,735	11,468	28,566	400,769
医療職給料表(1)	45.0	434,962	7,462	79,488	521,912
医療職給料表(2)	45.4	350,843	7,964	27,456	386,263
医療職給料表(3)	45.2	349,620	4,758	26,780	381,158
福祉職給料表	42.8	342,781	6,600	26,381	375,762
高等学校等教育職給料表	44.3	384,686	8,736	29,728	423,150
小学校および中学校等 教育職給料表	41.5	357,243	6,754	27,680	391,677
技能労務職給料表	52.3	352,739	8,953	27,127	388,819

注 給料は、給料の調整額および教職調整額を含む。

第5表 職員の給料表別・級別・号給別人員分布

行政職給料表

号給 \ 級	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1							1		
2									
3									
4		1							
5									
6									
7		1							
8		40							
9	8	5							
10	1	9							
11		8							
12	5	26							
13	2	4							6
14	1	41							3
15		9							4
16	4	15							2
17	11	23	1				2		1
18	2	4							
19	1	28	1						
20	7	13	9					1	
21	1	8	12					1	
22	1	14	7						
23	1	14	37				1		
24	5	11	16					1	
25	8	49	13						
26		7	8						
27	1	6	30						
28	10	18	11					5	
29	70	9	10					10	
30	7	10	7					9	
31	6	30	23				2	6	
32	57	12	9				23	2	
33	9	13	9				10	2	
34	11	15	5				6	5	
35	2	25	12				13	1	
36	39	9	17				5	2	
37	20	1	5				9	1	
38	11	1	7				7		
39	8	3	13				8		
40	1		9				4		
41		2	4						
42	2	1	5						
43			22				7		
44			10	2			4		
45			10	19			1	1	
46		1	8	10			4		
47	1		29	10			1		
48	1		15	2			4		
49			10	18			1		
50			10	17		8			
51			33	5		19			
52			14	13		13	1		
53		1	15	42		31			
54	1		6	7		2	1		
55			31	6					
56	2		9	12					
57			15	44		5			
58			7	8		16			
59			22	9		8	1		
60			10	31	1	20			
61			9	34	4	7	3		
62			4	3		22			
63		1	9	3	1	10			
64		1	9	24	1	6			
65			10	36	9	6			
66			5	10		6			
67			2	14	4	4			
68	1	1	3	15	11	20			
69			1	42	27	5			
70	2		2	17	9	19			
71	1		3	16	6	6			
72	6		5	10	3				
73	1			24	14	3			
74	1			28	15	3			
75	2		2	22	34	3			
76	1			6	16	5			

給号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77			1	10	20	12			
78			1	23	10	11			
79			6	20	25	36			
80	1	1	1	5	12	10			
81			1	9	8	40			
82			1	8	13	13			
83			1	11	7	16			
84				6	11	12			
85				12	13	49			
86			1	6	4				
87				4	16				
88				9	14				
89			1	2	12				
90				5	3				
91				1	6				
92			2	5	11				
93			1	100	50				
94									
95									
96			1						
97									
98		1	1						
99									
100									
101									
102									
103									
104									
105									
106									
107									
108									
109									
110									
111									
112			1						
113			2						
114									
115									
116									
117									
118									
119									
120									
121									
122									
123									
124									
125									
計	333	492	642	795	390	446	119	47	16
総計	3,280								

警察職給料表

給 号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
1									
2									
3									
4									
5									
6									
7									
8									
9	17								
10	3								
11									
12	9								
13	2								
14	1								
15									
16	15		1						
17	5								
18	2								
19									
20	17		3	1					
21									
22	1		2						
23									
24	20	35	5	2					
25	59	1							
26	2	2	3						
27	5	2		2					
28	56	55	1						
29	2			1					
30	10	11	6	3					2
31	8	8		1					3
32	5	42	13	7					4
33	2	4	1	2					1
34	5	9	8	4					
35	1	3	2	5					1
36	5	28	12	5					
37	5	2	5	3					
38	2	18	13	4					1
39	4	8	2	2	1				2
40	1	29	15	5					1
41		5	5	6	1				
42	1	15	16	6					1
43	1	5	3	11	3				
44		11	18	10	1			1	
45		10	10	14	1			5	
46		11	25	6	2			3	
47		4	5	15	5			7	
48		9	21	4	2			1	
49		7	6	9	3			2	
50		6	13	12					
51		3	7	3	1		1	2	
52		1	23	6	2				
53		2	8	13	2		11		
54		1	15	5	3		5	1	
55		1	15	13	4				
56		3	9	8	2				
57			9	19	5		4		
58		1	9	11	1		4		
59		1	4	13	5		3		
60		2	9	11	3				
61		1	15	11	4		3	3	
62			7	10	2	1			
63			14	10	7	1	1		
64			8	4	5				
65			8	14	3		1		
66			9	8	5	1			
67		1	6	11	3	2	1		
68		1	6	8	5	1			
69		1	3	12	22		1		
70			3	9	7		1		
71			2	5	6		2		
72			4	7	5		1		
73			6	14	21	1	1		
74			5	10	6				
75			5	11	4	1			
76			4	11	3				

給号	1	2	3	4	5	6	7	8	9
77			5	17	11		1		
78			1	6	5	2			
79			3	10	3	3	2		
80			2	1	6	1	1		
81			2	16	4	4	4		
82			3	7	10				
83			1	7	5	35	2		
84			1	8	6				
85		1	1	10	2	5	2		
86		1	1	3	5				
87				7	5	5			
88		1		1	3	3			
89		1	1	11	2	1			
90			1	7	2				
91			1	13	6				
92				6	7				
93				6	60	3			
94		1	1	7					
95				8					
96				6					
97			1	6					
98				7					
99			1	3					
100			1	5					
101				6					
102				7					
103			1	4					
104									
105				3					
106				6					
107			1	1					
108				4					
109				5					
110				3					
111				6					
112									
113				7					
114				6					
115				7					
116		1		2					
117				4					
118				2					
119				6					
120				7					
121				6					
122				4					
123				3					
124				5					
125			1	39					
126									
127									
128									
129									
130									
131									
132									
133									
134									
135									
136									
137									
138									
139									
140									
141									
142									
143									
144									
145									
計	266	365	457	718	297	77	52	25	16
総計					2,273				

研究職給料表

級 号給	1	2	3	4	5
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8		1			
9					
10					
11					
12					
13		1			
14		1			
15					
16					
17		3			
18		2	1		
19					
20		2			
21					
22		1			
23					
24			1		
25					
26		1	1		
27					
28			1		
29		1			
30		2	4		
31		2	2		1
32		1	2		
33			1		1
34			1		
35		1	2		
36					
37		1	3		
38		2	5		
39		5	2		
40					
41		2			
42		1	5		
43		2	1		
44		2			
45		3	2	1	
46					
47		3	2	8	
48		2			
49		1		3	
50		1	1		
51			1	4	
52		1			
53		1	1	2	
54				1	
55		2	2	4	
56			2	1	
57		1	1	2	
58					
59		2		2	
60		1	1		
61		3		1	
62		2	4	1	
63		1	1		
64			2	2	
65				1	
66			4	3	
67			1	1	
68				1	
69			2	2	
70			1	3	
71		1	3		
72			2	1	
73			3	3	
74		1			
75		1	1		
76			4		

給 号	級	1	2	3	4	5
77						
78			1			
79				5		
80						
81				3		
82						
83				1		
84				2		
85				2		
86				2		
87				2		
88				2		
89				23		
90						
91						
92						
93			1			
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
計		0	63	111	47	2
総計				223		

医療職給料表（1）

給 号	級	1	2	3	4
1					
2					
3					
4					
5		3			
6					
7					
8		3			
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16					
17					
18			1		
19					
20		1			
21					
22					
23		1			
24					
25					
26					
27					
28					
29					
30					
31					
32					
33					
34					
35					
36					
37					
38					
39					
40					
41					
42					1
43					1
44					
45					
46					
47					
48					
49					
50				1	
51					
52					1
53					
54					
55					
56					
57				1	
58					
59				1	1
60					
61					2
62					2
63					
64					
65					
66					
67					
68				1	
69					
70					
71					
72					
73					
74					
75					
76					

給 号	級	1	2	3	4
77					
78					
79					
80					
81					
82					
83					
84					
85					
86					
87					
88					
89					
90					
91					
92					
93					
94					
95					
96					
97					
計		8	1	4	8
総計		21			

医療職給料表（2）

級 号給	1	2	3	4	5	6	7
1							
2							
3							
4		1					
5							
6							
7							
8		1					
9							
10							
11							
12			3				
13							
14			1				
15			1				
16							
17							
18							
19		1	1				
20		1					
21							
22			1				
23							
24		1	1				
25			2				
26							
27							
28			2				4
29							
30			1				
31			2				
32			1				
33							
34							
35			4				
36							
37							
38					1		
39			3				
40							
41					1		
42			1				
43			1				
44						2	
45					1		1
46					2	1	
47			2			3	
48					1	1	
49			1			1	
50			2		1	1	
51			2	1		1	
52				1		1	
53					2		
54							
55			4	1	1	1	
56				1			
57				1	2	1	
58						2	
59				1	2		
60				1	1		
61			1		1		
62				1	1		
63							
64							
65					1	16	
66							
67					2		
68					1		
69					1		
70					1		
71				1	1		
72							
73					1		
74							
75					1		
76							

給号	1	2	3	4	5	6	7
77				1	3		
78					1		
79				1	2		
80					1		
81							
82					2		
83							
84							
85					16		
86							
87							
88							
89							
90							
91							
92							
93							
94							
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
計	0	5	37	11	51	29	5
総計				138			

医療職給料表（3）

級 号給	1	2	3	4	5	6
1						
2						
3						
4			1			
5						
6			2			
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13			1			
14						
15			2			
16		2				
17						
18						
19			2			
20		3				
21			2			
22						
23			1			
24		1				
25			1			
26						
27						
28						
29			1			
30			1			
31						
32						
33						
34						
35						
36			1			
37						
38			1			
39						
40				1		
41						
42				1		
43						
44						2
45						
46						
47			1			
48						2
49						
50				1		2
51			1	2		1
52				1		
53						6
54				2		
55						
56				2		1
57				1		
58				1		
59						
60				3		
61						
62				1		
63				1	1	
64						
65				1		
66						
67						
68					2	
69						
70						
71					2	
72					3	
73				2		
74				1	2	
75				1		
76					1	
					2	

号給	級	1	2	3	4	5	6
77					1	1	
78					1	1	
79							
80						1	
81							
82					2	1	
83						1	
84						1	
85						2	
86							
87					1	2	
88					1		
89							
90						2	
91					2	2	
92						1	
93						2	
94						8	
95							
96							
97							
98							
99							
100							
101							
102							
103							
104							
105							
106							
107							
108							
109							
110							
111							
112							
113							
114							
115							
116							
117							
118							
119							
120							
121							
122							
123							
124							
125							
126							
127							
128							
129							
130							
131							
132							
133							
134							
135							
136							
137							
138							
139							
140							
141							
142							
143							
144							
145							
146							
147							
148							
149							
150							
151							
152							

給 号	級	1	2	3	4	5	6
153							
154							
155							
156							
157							
158							
159							
160							
161							
162							
163							
164							
165							
166							
167							
168							
169							
計		0	6	18	30	38	14
総計		106					

福祉職給料表

給 号	級	1	2	3	4	5	6
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12			1				
13							
14							
15							
16							
17							
18		1					
19			1				
20							
21							
22							
23							
24			2				
25		1					
26							
27		1	3				
28							
29			1				
30		2	1				
31							
32			1				1
33							
34			1				
35		1	2				
36							
37			1				
38			1				
39							
40			1				
41							
42					1		
43							
44							
45							
46			1				
47			1				
48							
49			1				
50				2	1		
51						1	
52							
53						1	
54							
55					1		
56						2	
57					1		
58					3		
59			1		1		
60						1	
61			2		1		
62							
63			1				
64							
65							
66							
67							
68			1				
69							
70							
71		1	1				
72							
73							
74							
75							
76							

給号 級	1	2	3	4	5	6
77					1	
78						
79						
80						
81				1		
82						
83						
84			1			
85						
86						
87						
88				1		
89				1		
90						
91						
92						
93				12		
94						
95						
96						
97						
98						
99						
100						
101						
102						
103						
104						
105						
106						
107						
108						
109						
110						
111						
112						
113						
114						
115						
116						
117						
118						
119						
120						
121						
122						
123						
124						
125						
126						
127						
128						
129						
130						
131						
132						
133						
134						
135						
136						
137						
138						
139						
140						
141						
142						
143						
144						
145						
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計	7	25	3	24	6	1
総計	66					

高等学校等教育職給料表

級 号給	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5		30			
6		3			
7					
8		37			
9		1			
10		6			
11		2			
12		36			
13					
14		9			
15		4			
16		45			
17		14			
18		17			
19		7			
20		25			
21					
22		28			
23		11			
24	1	17			
25		21			
26		5			
27		38			
28		9			
29		19			3
30		5			3
31		24			22
32		5			4
33		7			4
34	1	28			4
35		10			1
36		28			1
37		7			26
38		20			
39	1	14			
40		29			
41		6			
42		21			
43		8			
44		23			
45		10			
46	1	6			
47	1	9			
48		14			
49		10			
50		14			
51		7			
52	1	19			
53	1	9			
54	1	20			
55		12			
56		13			
57		5		1	
58		21		2	
59		7			
60		18			
61		8		2	
62		27		4	
63		8		10	
64		15		5	
65		16		1	
66		23		1	
67		9		8	
68		11		7	
69	2	7		2	
70		10		5	
71		7		8	
72		14	1	3	
73		11		7	
74		19		8	
75		5		2	
76		14		4	

号給	級	1	2	特2	3	4
77			11		29	
78		1	14	1		
79			19			
80		1	21			
81			13			
82			12			
83			22			
84			17			
85			12			
86			17			
87			12			
88			24			
89			16			
90			24	1		
91			16	1		
92			19	1		
93			23	1		
94			17			
95		1	21			
96			16			
97		1	29			
98			22	1		
99			9			
100			25	1		
101		1	14			
102			33			
103		1	11			
104			19			
105			4			
106			28			
107			11			
108			19			
109			11			
110			21			
111			20			
112			12	1		
113			16			
114			26			
115			33			
116			16			
117			20			
118			16			
119			36			
120			25			
121			18			
122			25			
123			19			
124			32			
125			20			
126			40			
127			40			
128			45			
129			33			
130			57			
131			19			
132			39			
133			28			
134			23			
135			30			
136			58			
137			57			
138			57			
139			229			
140			35			
141			34			
142			30			
143			28			
144						
145			6			
146						
147						
148						
149						
150						
151						
152						
153						
計		16	2,841	9	109	68
総計				3,043		

小学校および中学校等教育職給料表

級 号給	1	2	特2	3	4
1					
2					
3					
4					
5					
6					
7					
8					
9					
10					
11					
12					
13					
14					
15					
16		1			
17		154			
18		22			
19		1			
20		156			
21		2			
22		23			7
23		1			109
24		193			26
25		7			4
26		19			15
27		7			27
28		174			9
29		14			7
30		28			7
31		24			6
32		78			2
33		4			10
34		112			17
35		25			5
36		33			8
37		58			70
38		22			
39		121			
40		32			
41		84			
42		11			
43		109			
44		22			
45		18			
46		56			
47		34			
48		98			
49		18			
50		46			
51		19			
52		107			
53		23			
54		42			
55		32			
56		80	1	1	
57		15			
58		30			
59		26			
60		43			
61		24			
62		87			
63		23			
64		58			
65		26			
66		73			
67		22			
68		45	1		
69		30		1	
70		81			
71		25		1	
72		50			
73		24	1		
74		75	1		
75		15		4	
76		38		6	

級 号給	1	2	特2	3	4
77		28		6	
78		67		12	
79		22		18	
80		33	1	40	
81		23	1	14	
82		60		17	
83		13		13	
84		44		35	
85		26		11	
86		52	1	18	
87		14	4	15	
88		19		16	
89		25	2	8	
90		46	6	10	
91		36	5	13	
92		30	4	18	
93		17	6	96	
94		26	5		
95		26	8		
96		25	4		
97		15			
98		25	1		
99		21			
100		42			
101		17			
102		28			
103		18			
104		33			
105		19			
106		24			
107		17			
108		33	1		
109		20			
110		37			
111		16			
112		31			
113		15			
114		47			
115		17			
116		32			
117		19			
118		60			
119		15			
120		15			
121		23			
122		39			
123		20			
124		39			
125		25			
126		28			
127		42			
128		24			
129		35			
130		26			
131		46			
132		25			
133		34			
134		44			
135		39			
136		63			
137		23			
138		57			
139		34			
140		43			
141		43			
142		56			
143		44			
144		59			
145		40			
146		41			
147		35			
148		50			
149		67			
150		71			
151		507			
152		61			
153		85			
154		57			
155		93			
156		41			
157		18			
計	0	6,245	53	373	329
総計			7,000		

技能労務職給料表

号 給	特 (1)	(1)	(2)
1			
2			
3			
4			
5			
6			
7			
8			
9			
10			
11			
12			
13			
14			
15			
16			
17			
18			
19			
20			
21			
22			
23			
24			
25			
26			
27			
28			
29			
30			
31			
32			
33		1	
34			
35			
36			
37			
38			
39			1
40			
41			
42			
43			1
44			
45	1		
46			
47			
48			1
49			
50			1
51			
52			
53			
54			1
55			
56			
57			
58			1
59			
60			
61			2
62		1	
63			
64			
65			1
66			
67			
68			
69			
70			1
71			
72			
73			
74			1
75			
76			1

号 給	特 (1)	(1)	(2)
77 78 79 80			1
81 82 83 84			
85 86 87 88			3
89 90 91 92			3 1
93 94 95 96		1	3 2 2
97 98 99 100			2 5 2
101 102 103 104			2 1 1 5
105 106 107 108		1 1	2 3 1
109 110 111 112		1	1 2
113 114 115 116			2 1
117 118 119 120			6 4
121 122 123 124			1 1 3 3
125 126 127 128			4 1 2 3
129 130 131 132			1 3 5
133 134 135 136			1 1 2 1
137 138 139 140			2
141 142 143 144			9
145 146 147 148			
149 150 151 152			

号 給	特 (1)	(1)	(2)
153 154 155 156			
157 158 159 160			
161 162 163 164			
165 166 167 168			
169 170 171 172			
173			
計	1	6	110
総 計		117	

第6表 行政職給料表の経験年数別、学歴別人員および平均給料額

経験年数階層	学歴	大 学 卒		高 校 卒	
	区分	人 員	平均給料額	人 員	平均給料額
計		人	円	人	円
		2,305	327,462	505	321,967
1年未満		70	184,866	9	150,656
1年以上 2年未満		77	190,557	8	155,175
2年以上 3年未満		65	197,080	4	160,400
3年以上 5年未満		123	209,580	18	171,811
5年以上 7年未満		155	227,415	20	185,655
7年以上 10年未満		176	249,719	26	210,223
10年以上 15年未満		231	286,021	45	239,820
15年以上 20年未満		262	330,692	41	281,305
20年以上 25年未満		315	369,996	71	328,334
25年以上 30年未満		393	393,198	86	363,329
30年以上 35年未満		287	419,759	71	386,330
35年以上		151	431,391	106	403,492

第7表 職員の給料表別扶養親族数

区分 給料表	扶養手当 受給者	扶養親族数					受給者1人 当たりの 扶養親族数	全職員1人 当たりの 扶養親族数
		配偶者	1人目		その他	計		
			配偶者 なし	配偶者 あり				
人	人	人	人	人	人	人	人	
行政職	1,548	936	63	1,278	1,044	3,321 (2,266)	2.1	1.0
警察職	1,434	1,067	20	1,190	1,090	3,367 (2,262)	2.3	1.5
研究職	123	76	1	104	87	268 (189)	2.2	1.2
医療職(1)	9	6	0	6	3	15 (9)	1.7	0.7
医療職(2)	64	26	5	50	38	119 (87)	1.9	0.9
医療職(3)	27	5	6	19	19	49 (43)	1.8	0.5
福祉職	23	14	0	19	15	48 (32)	2.1	0.7
高等学校等教育職	1,353	656	67	1,100	944	2,767 (2,005)	2.0	0.9
小学校および 中学校等教育職	2,518	1,151	108	2,058	1,665	4,982 (3,652)	2.0	0.7
技能労務職	57	40	4	36	25	105 (56)	1.8	0.9
計	7,156	3,977	274	5,860	4,930	15,041 (10,601)	2.1	0.9

注1 扶養親族とは、扶養手当の支給対象となっている者をいう。

注2 ()内は扶養親族たる子の数。

第8表 職員の管理職手当の支給状況

区分	1種	2種	3種	4種	5種	6種	7種	受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	人	人	人	人	人	人	人	人	円
受給者	17	68	176	305	139	383	334	1,422	62,341

第9表 職員の地域手当の支給状況

区分	地域手当 地域区分	計	東京都特別区	医療職(1)	滋賀県
			20.0%	16.0%	7.5%
人員(人)		16,267	26	21	16,220
構成比(%)		100.0	0.2	0.1	99.7
平均手当月額(円)		27,548	68,810	79,488	27,415

第10表 職員の単身赴任手当の支給状況

区分	職員の住居と配偶者の住居との間の交通距離											受給者計	手当受給者 1人当たり 平均手当月額
	100km 未満	100km 以上 250km 未満	250km 以上 400km 未満	400km 以上 700km 未満	700km 以上 900km 未満	900km 以上 1,100km 未満	1,100km 以上 1,300km 未満	1,300km 以上 1,500km 未満	1,500km 以上 2,000km 未満	2,000km 以上 2,500km 未満	2,500km 以上		
受給者	人 77	人 3	人 0	人 15	人 5	人 1	人 0	人 0	人 0	人 0	人 0	人 101	円 35,782

第11表 職員の住居手当等の状況

1 住居手当の支給状況

区 分		職 員 数	全 職 員 に 対 する 割 合	平 均 手 当 額
支 給 を 受 け て い る 者		人 2,412	% 14.8	円 28,834
対 象	職 員 自 ら が 居 住 す る 借 家 ・ 借 間 ①	2,410	14.7	28,845
	配 偶 者 等 が 居 住 す る 借 家 ・ 借 間 ②	2	0.1	15,000
全職員1人当たりの手当額		4,275円		

2 住居手当受給者の家賃額階層別分布

家賃額階層	住居の種類	借 家 ・ 借 間	
		人	%
9,001円以上 23,000円以下		2	0.1
23,001円以上 55,000円以下		830	34.4
55,001円以上		1,578	65.5
計		2,410	100.0
平均家賃額	60,445円		

注 1の表①の職員を対象とした。

第12表 職員の通勤手当および通勤の状況

1 通勤手当の支給状況

区 分	職 員 数	全職員に 対する割合	受給者に 対する割合
	人	%	%
支給を受けている者	15,021	92.3	100.0
交通機関のみ利用者	2,549	15.7	17.0
交通用具のみ利用者	11,201	68.9	74.6
自動車利用者	10,713	65.9	71.3
自転車等利用者	488	3.0	3.2
交通機関と交通用具との併用者	1,271	7.8	8.5
自動車との併用者	1,032	6.3	6.9
自転車等との併用者	239	1.5	1.6
受給者1人当たりの手当額	10,987 円		
全職員1人当たりの手当額	10,146 円		

注 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

2 交通機関利用者の1箇月当たり所要運賃額階層別分布

所要運賃額階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
10,000円以下	1,820 (677)	47.6	47.6
10,001円以上 12,000円以下	296 (113)	7.7	55.4
12,001円以上 14,000円以下	290 (77)	7.6	63.0
14,001円以上 16,000円以下	122 (11)	3.2	66.2
16,001円以上 18,000円以下	301 (87)	7.9	74.1
18,001円以上 20,000円以下	177 (47)	4.6	78.7
20,001円以上 22,000円以下	204 (80)	5.3	84.0
22,001円以上 24,000円以下	240 (94)	6.3	90.3
24,001円以上 26,000円以下	85 (5)	2.2	92.5
26,001円以上 28,000円以下	115 (49)	3.0	95.5
28,001円以上 30,000円以下	39 (6)	1.0	96.6
30,001円以上 32,000円以下	39 (5)	1.0	97.6
32,001円以上 34,000円以下	30 (6)	0.8	98.4
34,001円以上 36,000円以下	25 (7)	0.7	99.0
36,001円以上 38,000円以下	11 (2)	0.3	99.3
38,001円以上 40,000円以下	7 (1)	0.2	99.5
40,001円以上 42,000円以下	5 (0)	0.1	99.6
42,001円以上 44,000円以下	3 (1)	0.1	99.7
44,001円以上 46,000円以下	3 (0)	0.1	99.8
46,001円以上 48,000円以下	1 (1)	0.0	99.8
48,001円以上 50,000円以下	1 (0)	0.0	99.8
50,001円以上 52,000円以下	1 (0)	0.0	99.9
52,001円以上	5 (2)	0.1	100.0
計	3,820 (1,271)	100.0	—
平均所要額	12,978 円		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通用具との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

3 交通用具使用者の距離階層別分布

(1) 自動車使用者

距離階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
5km未満	1,919 (276)	16.3	16.3
5km以上 10km未満	3,232 (182)	27.5	43.9
10km以上 14km未満	2,140 (123)	18.2	62.1
14km以上 18km未満	1,448 (85)	12.3	74.4
18km以上 22km未満	996 (99)	8.5	82.9
22km以上 26km未満	745 (85)	6.3	89.2
26km以上 30km未満	411 (22)	3.5	92.7
30km以上 34km未満	282 (11)	2.4	95.1
34km以上 38km未満	179 (21)	1.5	96.7
38km以上 42km未満	133 (27)	1.1	97.8
42km以上 46km未満	102 (30)	0.9	98.7
46km以上 50km未満	55 (19)	0.5	99.1
50km以上 54km未満	44 (20)	0.4	99.5
54km以上 58km未満	25 (12)	0.2	99.7
58km以上 62km未満	21 (12)	0.2	99.9
62km以上	13 (8)	0.1	100.0
計	11,745(1,032)	100.0	—
平均使用距離	13.7 km		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

(2) 自転車等使用者

距離階層	職員数	割合	累積割合
	人	%	%
5km未満	438 (211)	60.2	60.2
5km以上 10km未満	176 (24)	24.2	84.5
10km以上 15km未満	68 (2)	9.4	93.8
15km以上 20km未満	28 (1)	3.9	97.7
20km以上 25km未満	12 (0)	1.7	99.3
25km以上 30km未満	2 (0)	0.3	99.6
30km以上	3 (1)	0.4	100.0
計	727 (239)	100.0	—
平均使用距離	5.8 km		

注1 職員数欄の()内の人員は、交通機関との併用者の数を内書したものである。

2 割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累計割合と一致しない場合がある。

第13表 再任用職員の給料表別・級別人員分布

1 フルタイム勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	53			50	2	1				
警察職給料表	12			1	1	9		1		
研究職給料表	2		1	1						
医療職給料表(2)	3			1	2					
医療職給料表(3)	1				1					
福祉職給料表	2			2						
高等学校等教育職給料表	147	6	141							
小学校および中学校等 教育職給料表	103		99		4					
技能労務職給料表	38									
給料表計	361									

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

2 短時間勤務職員

給料表	級 計	1	2	3	4	5	6	7	8	9
		人	人	人	人	人	人	人	人	人
行政職給料表	108			83	25					
警察職給料表	3				1	2				
研究職給料表	5		3	2						
医療職給料表(2)	1				1					
医療職給料表(3)	1				1					
福祉職給料表	2		1	1						
高等学校等教育職給料表	1		1							
小学校および中学校等 教育職給料表	4		4							
技能労務職給料表	7									
給料表計	132									

注 該当人員数が0の級は、空欄とした。

民間給与関係資料

平成 29 年職種別民間給与実態調査について

今回の報告および勧告の基礎となった職種別民間給与実態調査の概要は、次のとおりである。

1 調査の目的と時期

この調査は、一般職に属する職員の給与について検討するため、平成 29 年 4 月現在における民間給与の実態を調査したものである。

2 調査機関

滋賀県人事委員会および人事院等

3 調査の範囲

(1) 調査対象事業所（母集団事業所）

全産業の企業規模 50 人以上で、かつ、事業所規模 50 人以上の県内の民間事業所 650 事業所

(2) 調査対象職種

76 職種（行政職相当職種 22 職種 その他の職種 54 職種）

(3) 調査実人員

初任給関係 363 人（行政職に相当する調査実人員 305 人）、初任給関係以外の調査職種 6,489 人（行政職に相当する調査実人員 5,726 人。なお、調査職種該当者（母集団）の推定数は、43,775 人であり、行政職に相当するものは 36,762 人である。）

4 調査対象の抽出

(1) 事業所の抽出

3 の(1)に記載した事業所を統計上の理論に従い、組織、規模、産業により 12 層に層化し、これらの層から 132 事業所を無作為に抽出し実地調査を行った。調査の完結した事業所は第 14 表のとおりである。

(2) 従業員の抽出

初任給関係以外の調査職種については、これに該当する従業員が多数に上るときは、抽出した従業員について調査を行った。なお、臨時の従業員および役員はすべて除外した。

5 集計

総計および平均の算出に際しては、母集団に還元して行った。

第 14 表 産業別・企業規模別調査事業所数

産業分類	企業規模					
	規模計	3,000人以上	1,000人以上 3,000人未満	500人以上 1,000人未満	100人以上 500人未満	100人未満
産業計	事業所 123	事業所 19	事業所 12	事業所 15	事業所 59	事業所 18
鉱業，採石業， 砂利採取業、建設業	3	—	—	—	3	—
製造業	85	9	9	10	42	15
電気・ガス・熱供給・ 水道業、情報通信業、 運輸業，郵便業	10	3	—	1	5	1
卸売業，小売業	1	1	—	—	—	—
金融業，保険業、 不動産業，物品賃貸業	1	1	—	—	—	—
教育，学習支援業、 医療，福祉，サービス業	23	5	3	4	9	2

注1 上記調査事業所のほか、実地調査に際し、事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所が 2 所、調査不能の事業所が 7 所あった。

2 調査対象事業所 132 所から事業所規模が調査対象外であることが判明した事業所 2 所を除いた 130 所に占める調査完了事業所 123 所の割合（調査完了率）は、94.6%である。

3 「サービス業」に含まれる産業は、日本標準産業大分類の「学術研究，専門・技術サービス業」、「宿泊業，飲食サービス業」、「生活関連サービス業，娯楽業」、「複合サービス事業」および「サービス業（他に分類されないもの）」（宗教および外国公務に分類されるものを除く。）である。

第15表 民間における企業規模別・職種別・学歴別給与額等

その1 事務・技術関係職種

1 規模計

職種名	調査実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			備考	対応級
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)		
支店長	9	54.1	840,114	16,043	824,071	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模100人未満の対応級欄参照のこと。
大学卒	7	56.0	904,739	0	904,739		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	47.5	615,328	71,846	543,482		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	14	52.1	666,527	8,013	658,514	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	9	52.8	739,286	12,311	726,975		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	5	50.8	530,847	0	530,847		
事務部長	134	52.7	640,454	800	639,654	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同上
大学卒	96	52.8	679,845	85	679,760		
短大卒	8	52.8	595,450	0	595,450		
高校卒	29	52.3	530,345	2,957	527,388		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術部長	212	52.3	673,652	4,828	668,824	同上	同上
大学卒	129	52.4	685,320	808	684,512		
短大卒	20	51.3	627,225	954	626,271		
高校卒	38	52.0	628,346	18,258	610,088		
中学卒	25	53.5	743,118	6,514	736,604		
事務部次長	25	51.7	659,751	9,532	650,219	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同上
大学卒	19	51.5	693,864	12,465	681,399		
短大卒	2	51.5	447,868	0	447,868		
高校卒	4	52.7	592,039	0	592,039		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	56	49.4	593,640	1,039	592,601	同上	同上
大学卒	44	49.5	599,725	1,240	598,485		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	11	49.6	568,652	221	568,431		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	295	49.7	590,230	7,813	582,417	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	同上
大学卒	183	49.0	623,978	6,668	617,310		
短大卒	23	49.4	541,507	803	540,704		
高校卒	85	51.1	534,536	11,762	522,774		
中学卒	4	53.1	654,392	5,677	648,715		
技術課長	419	48.9	562,915	6,477	556,438	同上	同上
大学卒	264	48.7	582,016	3,866	578,150		
短大卒	46	49.6	545,502	1,238	544,264		
高校卒	98	49.0	526,942	15,748	511,194		
中学卒	11	50.6	522,730	0	522,730		

注1 「X」は、調査実人員が1人の場合である。(以下この表において同じ。)

注2 「中間職(部長一課長間)」とは、部長と課長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級(格付)から職責が部長と課長の間に位置付けられる者をいう。(以下この表において同じ。)

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	本表2規模500人以上、本表3規模100人以上500人未満および本表4規模100人未満の対応級欄参照のこと。
79	48.3	661,961	61,305	600,656			
大学卒	42	46.0	750,696	95,126	665,570		
短大卒	7	48.1	473,486	7,717	465,769		
高校卒	30	52.3	549,069	14,427	534,642		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	140	42.9	492,421	66,864	425,557	同 上	同 上
大学卒	106	41.3	490,956	74,546	416,410		
短大卒	6	48.3	534,432	77,495	456,937		
高校卒	28	49.5	487,807	23,417	464,390		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	399	46.7	472,593	63,849	408,744	係の長および係長級専門職	同 上
大学卒	171	45.9	478,981	61,548	417,433		
短大卒	33	45.5	421,357	53,571	367,786		
高校卒	193	47.7	475,735	67,536	408,199		
中学卒	2	47.5	378,076	87,408	290,668		
技術係長	509	45.6	514,520	73,610	440,910	同 上	同 上
大学卒	316	44.2	514,101	74,006	440,095		
短大卒	33	43.6	482,989	63,934	419,055		
高校卒	160	49.6	523,091	74,949	448,142		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	275	43.9	388,246	54,567	333,679	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	同 上
大学卒	95	41.4	387,503	46,141	341,362		
短大卒	53	44.8	355,231	47,870	307,361		
高校卒	115	45.4	395,282	64,751	330,531		
中学卒	12	44.1	504,736	41,852	462,884		
技術主任	505	39.2	424,465	66,802	357,663	同 上	同 上
大学卒	293	35.7	383,885	62,163	321,722		
短大卒	25	40.8	378,310	51,268	327,042		
高校卒	152	46.3	501,772	90,137	411,635		
中学卒	35	47.1	596,382	11,579	584,803		
事務係員	1,259	37.8	341,555	38,086	303,469	同 上	同 上
大学卒	561	34.9	372,087	43,093	328,994		
短大卒	190	39.2	299,719	29,209	270,510		
高校卒	489	40.2	319,816	36,366	283,450		
中学卒	19	47.9	420,910	15,324	405,586		
技術係員	1,396	35.2	347,625	53,618	294,007	同 上	同 上
大学卒	766	32.9	347,606	61,189	286,417		
短大卒	133	34.7	317,004	44,423	272,581		
高校卒	437	38.5	347,100	49,541	297,559		
中学卒	60	38.5	424,469	11,530	412,939		

注3 「中間職（課長一係長間）」とは、課長と係長の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が課長と係長の上に位置付けられる者をいい、「中間職（係長一係員間）」とは、係長と係員の両方がいる場合で、役職、職能資格または給与上の等級（格付）から職責が係長と係員の上に位置付けられる者をいう。（以下この表において同じ。）

2 規模 500 人以上

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 9級
大学卒	7	53.2	860,042	19,933	840,109		
短大卒	5	55.4	954,008	0	954,008		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	2	47.5	615,328	71,846	543,482		
工場長	6	55.0	743,319	18,325	724,994	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	5	55.1	791,854	22,436	769,418		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	71	53.3	717,479	375	717,104	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	58	53.3	738,687	75	738,612		
短大卒	4	53.4	638,578	0	638,578		
高校卒	8	53.0	617,426	1,696	615,730		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術部長	148	52.4	727,252	1,077	726,175	同 上	同 上
大学卒	98	52.4	728,974	81	728,893		
短大卒	10	50.9	680,906	1,974	678,932		
高校卒	21	52.5	686,167	344	685,823		
中学卒	19	53.5	825,235	9,547	815,688		
事務部次長	13	50.4	754,408	16,880	737,528	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長-課長間)	同 上
大学卒	11	50.4	780,140	20,087	760,053		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	50.5	618,941	0	618,941		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	51	49.2	599,663	1,111	598,552	同 上	同 上
大学卒	41	49.4	604,246	1,301	602,945		
短大卒	X	X	X	X	X		
高校卒	9	49.3	579,992	260	579,732		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	205	49.8	641,424	10,473	630,951	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 7級、8級
大学卒	134	49.0	678,730	8,137	670,593		
短大卒	16	50.3	582,937	597	582,340		
高校卒	52	51.5	572,061	18,393	553,668		
中学卒	3	51.8	646,159	8,633	637,526		
技術課長	276	49.4	598,690	4,255	594,435	同 上	同 上
大学卒	195	49.2	611,398	3,389	608,009		
短大卒	31	50.6	581,211	1,008	580,203		
高校卒	50	49.5	568,239	8,647	559,592		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 5級、6級
57	48.0	731,459	74,709	656,750			
大学卒	36	45.8	778,967	104,612	674,355		
短大卒	2	45.5	558,302	24,022	534,280		
高校卒	19	53.6	635,753	8,346	627,407		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長代理	120	42.8	496,551	69,462	427,089	同 上	同 上
大学卒	92	41.3	493,741	76,911	416,830		
短大卒	6	48.3	534,432	77,495	456,937		
高校卒	22	49.9	499,916	23,250	476,666		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	281	47.4	503,028	65,066	437,962	係の長および係長級専門職	行政職 3級、4級
大学卒	123	46.3	510,880	65,920	444,960		
短大卒	14	47.0	443,471	52,083	391,388		
高校卒	143	48.5	502,038	65,413	436,625		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	408	45.8	528,026	74,575	453,451	同 上	同 上
大学卒	254	44.3	525,621	74,711	450,910		
短大卒	22	44.3	499,013	59,316	439,697		
高校卒	132	50.0	540,356	77,558	462,798		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	176	45.1	425,432	65,453	359,979	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級（一部は3級、4級）
大学卒	48	43.1	445,751	59,936	385,815		
短大卒	29	45.9	380,040	51,370	328,670		
高校卒	88	45.8	420,375	74,349	346,026		
中学卒	11	46.5	542,043	44,063	497,980		
技術主任	370	38.5	429,803	67,303	362,500	同 上	同 上
大学卒	208	34.7	379,566	61,121	318,445		
短大卒	13	37.5	364,536	45,575	318,961		
高校卒	114	46.5	529,865	97,245	432,620		
中学卒	35	47.1	596,382	11,579	584,803		
事務係員	613	37.9	385,289	42,529	342,760		行政職 1級
大学卒	243	34.6	440,560	48,547	392,013		
短大卒	80	38.8	338,459	38,473	299,986		
高校卒	274	40.1	345,993	39,506	306,487		
中学卒	16	50.2	447,436	12,846	434,590		
技術係員	776	34.4	355,574	54,388	301,186		同 上
大学卒	406	31.4	354,201	66,412	287,789		
短大卒	61	32.4	316,960	45,229	271,731		
高校卒	256	38.3	354,813	47,394	307,419		
中学卒	53	38.3	433,207	10,406	422,801		

3 規模 100 人以上 500 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	2	58.0	757,940	0	757,940	構成員50人以上の支店(社)の長 (取締役兼任者を除く。)	行政職 7級、8級
大学卒	2	58.0	757,940	0	757,940		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	7	49.2	608,164	0	608,164	構成員50人以上の工場の長 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	3	48.5	709,723	0	709,723		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	4	49.8	531,996	0	531,996		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	60	51.8	560,851	1,319	559,532	2課以上または構成員20人以上の部の長 職能資格等が上記部の長と同等と認められる部の長および部長級専門職 (取締役兼任者を除く。)	同 上
大学卒	36	51.6	597,280	107	597,173		
短大卒	4	52.0	547,490	0	547,490		
高校卒	20	52.1	499,704	3,670	496,034		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	52	51.7	565,851	1,921	563,930	同 上	同 上
大学卒	25	51.4	566,811	3,988	562,823		
短大卒	10	51.7	577,043	0	577,043		
高校卒	11	51.6	552,606	0	552,606		
中学卒	6	53.7	566,727	0	566,727		
事務部次長	12	53.4	536,956	0	536,956	前記部長に事故等のあるときの職務代行者 職能資格等が上記部の次長と同等と認められる部の次長および部次長級専門職 中間職(部長一課長間)	同 上
大学卒	8	53.3	552,781	0	552,781		
短大卒	2	51.5	447,868	0	447,868		
高校卒	2	55.3	559,544	0	559,544		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	5	51.5	506,132	0	506,132	同 上	同 上
大学卒	3	51.7	508,274	0	508,274		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	2	51.3	503,054	0	503,054		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	83	49.5	465,444	1,505	463,939	2係以上または構成員10人以上の課の長 職能資格等が上記課の長と同等と認められる課の長および課長級専門職	行政職 5級、6級
大学卒	46	48.8	461,306	2,564	458,742		
短大卒	7	47.5	445,265	1,280	443,985		
高校卒	29	50.7	469,390	50	469,340		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術課長	122	47.8	473,363	9,127	464,236	同 上	同 上
大学卒	58	47.0	484,644	7,165	477,479		
短大卒	13	47.5	444,992	1,429	443,563		
高校卒	40	48.2	453,822	16,893	436,929		
中学卒	11	50.6	522,730	0	522,730		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4級
大学卒	21	49.0	429,371	13,122	416,249		
短大卒	6	48.1	497,627	10,213	487,414		
高校卒	5	49.3	433,342	0	433,342		
中学卒	10	49.3	389,956	20,714	369,242		
技術課長代理	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	14	44.4	463,557	36,239	427,318		
短大卒	12	43.3	472,733	36,775	435,958		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	2	50.6	413,529	33,316	380,213		
事務係長	106	45.1	393,030	61,357	331,673	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	39	45.8	379,858	45,106	334,752		
短大卒	19	44.1	401,234	54,926	346,308		
高校卒	47	45.0	401,516	76,611	324,905		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係長	86	44.4	408,269	69,331	338,938	同 上	同 上
大学卒	56	43.2	410,807	68,344	342,463		
短大卒	9	42.8	419,613	91,035	328,578		
高校卒	21	48.2	396,234	62,231	334,003		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	88	40.7	319,132	31,103	288,029	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	45	39.3	324,195	29,296	294,899		
短大卒	20	42.4	327,406	40,947	286,459		
高校卒	22	42.5	305,356	26,434	278,922		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術主任	119	42.6	400,506	66,426	334,080	同 上	同 上
大学卒	79	41.2	411,820	69,720	342,100		
短大卒	12	47.4	405,185	62,373	342,812		
高校卒	28	44.4	365,919	58,715	307,204		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	551	37.7	291,477	33,269	258,208	同 上	行政職 1級
大学卒	279	35.5	306,887	38,800	268,087		
短大卒	86	39.6	276,976	24,556	252,420		
高校卒	184	40.4	273,675	28,720	244,955		
中学卒	2	35.0	328,098	23,555	304,543		
技術係員	516	36.6	332,344	51,594	280,750	同 上	同 上
大学卒	316	35.1	337,796	54,652	283,144		
短大卒	60	38.0	320,123	44,045	276,078		
高校卒	133	40.0	323,334	48,005	275,329		
中学卒	7	41.6	322,121	24,695	297,426		

4 規模 100 人未満

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			きま っ て 支 給 する 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
支店長	人	歳	円	円	円	構 成 員 50 人 以 上 の 支 店 (社) の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	行 政 職 6 級、7 級
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
工場長	X	X	X	X	X	構 成 員 50 人 以 上 の 工 場 の 長 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	同 上
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部長	3	55.5	576,554	0	576,554	2 課 以 上 又 は 構 成 員 20 人 以 上 の 部 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 長 お よ び 部 長 級 専 門 職 (取 締 役 兼 任 者 を 除 く。)	同 上
大学卒	2	57.5	633,375	0	633,375		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	X	X	X	X	X		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部長	12	53.7	535,098	47,536	487,562	同 上	同 上
大学卒	6	56.2	513,183	0	513,183		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	6	51.2	557,012	95,071	461,941		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務部次長	—	—	—	—	—	前 記 部 長 に 事 故 等 の あ る と き の 職 務 代 行 者 職 能 資 格 等 が 上 記 部 の 次 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 部 の 次 長 お よ び 部 次 長 級 専 門 職 (部 長 - 課 長 間)	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術部次長	—	—	—	—	—	同 上	同 上
大学卒	—	—	—	—	—		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務課長	7	50.6	469,022	0	469,022	2 係 以 上 又 は 構 成 員 10 人 以 上 の 課 の 長 職 能 資 格 等 が 上 記 課 の 長 と 同 等 と 認 め ら れ る 課 の 長 お よ び 課 長 級 専 門 職	行 政 職 5 級
大学卒	3	53.2	478,641	0	478,641		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	4	48.8	461,808	0	461,808		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術課長	21	46.9	450,915	25,643	425,272	同 上	同 上
大学卒	11	46.6	428,766	0	428,766		
短大卒	2	43.0	465,000	4,000	461,000		
高校卒	8	48.4	477,848	66,313	411,535		
中学卒	—	—	—	—	—		

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考	対 応 級
			き ま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)		
事務課長代理	人	歳	円	円	円	前記課長に事故等のあるときの職務代行者 課長に直属し部下に係長等の役職者を有する者 課長に直属し部下4人以上を有する者 職能資格等が上記課長代理と同等と認められる課長代理および課長代理級専門職 中間職（課長一係長間）	行政職 4級
大学卒	X	X	X	X	X		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	—	—	—	—	—		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術課長代理	6	43.7	382,699	18,903	363,796	同 上	同 上
大学卒	2	38.5	308,383	14,983	293,400		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	4	46.3	419,857	20,863	398,994		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係長	12	42.4	363,201	55,035	308,166	係の長および係長級専門職	行政職 3級
大学卒	9	41.9	387,303	57,833	329,470		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	3	43.8	290,893	46,640	244,253		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術係長	15	41.5	413,516	52,809	360,707	同 上	同 上
大学卒	6	42.0	435,332	64,840	370,492		
短大卒	2	34.5	413,927	54,565	359,362		
高校卒	7	43.1	394,698	41,994	352,704		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務主任	11	47.3	330,458	56,569	273,889	係長等のいる事業所の主任 係長等のいない事業所の主任のうち、課長代理以上に直属し、部下を有する者 係長等のいない事業所において、職能資格等が上記主任と同等と認められる主任 中間職（係長一係員間）	行政職 2級 (一部は3級)
大学卒	2	45.5	347,762	66,810	280,952		
短大卒	4	46.5	313,990	52,748	261,242		
高校卒	5	48.7	336,712	55,529	281,183		
中学卒	—	—	—	—	—		
技術主任	16	45.8	372,336	50,971	321,365	同 上	同 上
大学卒	6	42.3	364,760	49,033	315,727		
短大卒	—	—	—	—	—		
高校卒	10	47.8	376,883	52,134	324,749		
中学卒	—	—	—	—	—		
事務係員	95	37.4	270,777	29,613	241,164	行政職 1級	
大学卒	39	34.0	284,845	30,771	254,074		
短大卒	24	39.2	234,896	11,471	223,425		
高校卒	31	40.2	282,623	42,025	240,598		
中学卒	X	X	X	X	X		
技術係員	104	37.6	329,490	54,217	275,273	同 上	
大学卒	44	37.0	331,464	40,006	291,458		
短大卒	12	39.9	303,734	39,106	264,628		
高校卒	48	37.7	333,818	70,152	263,666		
中学卒	—	—	—	—	—		

その2 研究関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
研究部（課）長	人 27	歳 49.9	円 580,282	円 2,744	円 577,538	2室（係）以上または構成員7人以上の部（課）の長
研究室（係）長	15	41.7	522,922	85,863	437,059	構成員3人以上の室（係）の長
主任 研 究 員	58	39.2	431,439	36,263	395,176	下記研究員より上位の者（研究所長の職名を有する者、上記研究部（課）長および研究室（係）長を除く。）
研 究 員	88	31.8	341,821	49,830	291,991	
研 究 補 助 員	13	28.6	262,660	1,808	260,852	

その3 医療関係職種（規模計）

職 種 名	調 査 実 人 員	平 均 年 齢	平成 29 年 4 月 分 平 均 支 給 額			備 考
			きま っ て 支 給 す る 給 与 (A)	う ち 時 間 外 手 当 (B)	(A) - (B)	
副 院 長	人 X	歳 X	円 X	円 X	円 X	病院長に事故等のあるときの職務代行者
医 科 長	X	X	X	X	X	部下に医師または歯科医師1人以上
医 師	3	59.5	1,233,656	75,000	1,158,656	
薬 局 長	4	55.5	520,966	20,080	500,886	部下に薬剤師2人以上
薬 剤 師	18	28.5	325,156	67,892	257,264	
診 療 放 射 線 技 師	22	37.5	344,981	27,329	317,652	
臨 床 検 査 技 師	27	42.2	310,480	33,997	276,483	
栄 養 士	17	36.1	254,845	2,330	252,515	
理 学 療 法 士	53	30.8	291,156	17,429	273,727	
作 業 療 法 士	38	31.0	273,570	15,288	258,282	
総 看 護 師 長	2	60.0	683,759	0	683,759	部下に看護師長5人以上
看 護 師 長	49	45.0	416,264	30,866	385,398	部下に看護師または准看護師5人以上
看 護 師	98	35.4	334,272	51,199	283,073	
准 看 護 師	38	45.2	322,686	47,441	275,245	

その4 教育関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
大学教授	69人	55.0歳	927,979円	40,809円	887,170円	
大学准教授	47	43.7	778,854	37,396	741,458	
大学講師	24	46.8	712,594	38,434	674,160	
大学助教	3	47.5	733,537	0	733,537	
高等学校教頭	X	X	X	X	X	
高等学校教諭	26	46.5	535,566	16,700	518,866	

その5 技能・労務関係職種（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
電話交換手	2人	46.0歳	194,387円	3,778円	190,609円	見習、外国語の電話交換手を除く。
自家用乗用自動車運転手	X	X	X	X	X	業務委託契約等に基づき、他の事業所において業務に従事している者を除く。
守衛	17	53.2	403,230	44,087	359,143	
用務員	X	X	X	X	X	

その6 再雇用者（規模計）

職種名	調査実人員	平均年齢	平成29年4月分平均支給額			備考
			きまって支給する給与 (A)	うち時間外手当 (B)	(A) - (B)	
支店長・工場長	3人	62.6歳	548,309円	0円	548,309円	その1の1規模計の備考欄参照
事務・技術部長	11	63.0	476,577	0	476,577	
事務・技術課長	8	62.4	484,179	0	484,179	
事務・技術係長	5	62.1	285,119	13,080	272,039	
事務・技術主任	2	63.6	226,719	0	226,719	
事務・技術係員	153	62.3	250,690	11,589	239,101	

第16表 民間における職種別・学歴別・企業規模別初任給

(平成29年4月)

職 種	学 歴	規 模 計	規模 500 人以上	規模 100 人以上 500 人未満	規模 100 人未満
		円	円	円	円
新卒事務員・技術者計	大学卒	201,799	207,476	193,211	※ 206,333
	短大卒	178,315	179,792	※ 172,400	X
	高校卒	163,941	167,868	160,774	-
新卒事務員	大学卒	202,377	207,172	191,801	X
	短大卒	※ 176,666	※ 176,666	-	-
	高校卒	164,193	※ 167,615	※ 161,779	-
新卒技術者	大学卒	200,878	※ 208,636	194,376	※ 209,500
	短大卒	179,603	※ 186,000	※ 172,400	X
	高校卒	163,795	※ 167,998	160,134	-
新卒研究員	大学卒	※ 215,812	※ 215,812	-	-
新卒研究員補助	短大卒	X	X	-	-
	高校卒	X	X	-	-
準新卒看護師	養成所卒	X	-	X	-
準新卒准看護師	養成所卒	X	X	-	-
高等学校教諭	大学卒	X	-	X	-

- 注1 金額は、基本給のほか事業所の従業員に一律に支給される給与を含めた額（採用のある事業所の平均）であり、時間外手当、家族（扶養）手当、通勤手当等、特定の者にのみ支給される給与は除いている。
- 2 「準新卒」とは、平成28年度中に資格免許を取得し、平成29年4月までの間に採用された者をいう。
- 3 「X」は、調査事業所が1事業所の場合である。
- 4 「※」は、調査事業所が5事業所以下であることを示す。

第17表 民間における家族（扶養）手当の支給状況

その1 家族（扶養）手当の支給状況および配偶者の収入制限の状況

手当制度がある	配偶者に手当を支給する	配偶者に手当を支給しない	手当制度がない
79.2%	(90.7%)	(9.3%)	20.8%

注 () 内は、家族（扶養）手当制度がある事業所を100とした割合である。

その2 配偶者に対する家族（扶養）手当の見直し予定の状況

配偶者に対する家族（扶養）手当を見直す予定または見直すことについて検討中	税制および社会保障制度の見直しの動向等によっては見直すことを検討する	配偶者に対する家族（扶養）手当を見直す予定がない（検討も行っていない）
14.6%	10.3%	75.1%

注 配偶者に家族（扶養）手当を支給する事業所を100とした割合である。

その3 扶養家族の構成別支給月額

扶養家族の構成	支給月額
配偶者	14,164円
配偶者と子1人	19,574円 (5,410円)
配偶者と子2人	23,782円 (4,208円)

注1 支給月額は、配偶者に家族（扶養）手当を支給し、その支給につき配偶者の収入による制限がある事業所について算出した。

2 () 内の金額は、子が1人増えることにより増加する額である。

第 18 表 民間における住宅(住居)手当の支給状況

支給の有無	事業所割合
支給する	45.7%
支給しない	54.3%
借家・借間居住者に対する住宅(住居)手当月額最高支給額の平均額の階層	28,000円以上 29,000円未満

第 19 表 民間における特別給の支給状況

区 分		事務・技術等従業員	技能・労務等従業員
項 目		円	円
平均所定内給与月額	下半期 (A1)	364,897	297,555
	上半期 (A2)	365,252	303,560
特別給の支給額	下半期 (B1)	814,549	626,453
	上半期 (B2)	789,002	645,869
特別給の支給割合		月分	月分
	下半期 (B1/A1)	2.23	2.11
	上半期 (B2/A2)	2.16	2.13
	年間計	4.39	4.24
年間の平均		4.39	

注1 下半期とは平成28年8月から平成29年1月まで、上半期とは同年2月から7月までの期間をいう。

2 年間の平均は、特別給の支給割合を公務員の人員構成に合わせて求めたものである。

第 20 表 民間における初任給の改定状況

学 歴	企 業 規 模	新 規 学 卒 者 の 採 用 有 り	初 任 給 の 改 定 状 況			新 規 学 卒 者 の 採 用 な し
			増 額	据 置 き	減 額	
		%	%	%	%	%
大 学 卒	規 模 計	30.0	(43.1)	(56.9)	-	70.0
	500人以上	34.0	(56.5)	(43.5)	-	66.0
	100人以上 500人未満	31.1	(38.4)	(61.6)	-	68.9
	100人未満	16.7	(0.0)	(100.0)	-	83.3
高 校 卒	規 模 計	18.0	(51.1)	(48.9)	-	82.0
	500人以上	22.6	(51.8)	(48.2)	-	77.4
	100人以上 500人未満	18.5	(45.1)	(54.9)	-	81.5
	100人未満	5.6	(100.0)	-	-	94.4

注1 事務員と技術者のみを対象としたものである。

2 () 内は、新規学卒者の採用がある事業所を100とした割合である。

第 21 表 民間における給与改定の状況

項 目	ベースアップ実施	ベースアップ中止	ベースダウン	ベースアップの 慣行なし
役職段階	%	%	%	%
係 員	32.3	9.5	-	58.2
課 長 級	26.1	9.1	-	64.8

注 ベースアップ慣行の有無が不明およびベースアップの実施が未定の事業所を除いて集計した。

第 22 表 民間における定期昇給の実施状況

役職段階	項 目						定期昇給 制度なし
	定期昇給 制度あり	定期昇給 実 施			定期昇給 中 止		
	%	%	増 額	減 額	変化なし	%	%
係 員	94.1	94.1	24.2	10.8	59.1	0.0	5.9
課 長 級	90.6	90.6	23.6	11.4	55.6	0.0	9.4

注 定期昇給の有無が不明、定期昇給の実施が未定およびベースアップと定期昇給を分離することができない事業所を除いて集計した。

第 23 表 民間における定期昇給制度の状況

役職段階	企業規模	項 目				定期昇給 制度なし
		定期昇給 制度あり	自動昇給	査定昇給	昇格昇給	
		%	%	%	%	%
係 員	規模計	95.0	41.2	80.6	61.3	5.0
	500人以上	89.7	39.3	80.8	66.7	10.3
	100人以上500人未満	100.0	44.8	82.0	61.9	0.0
	100人未満	94.4	35.3	76.5	47.1	5.6
課 長 級	規模計	91.9	50.7	90.6	73.3	8.1
	500人以上	83.9	41.8	86.6	77.4	16.1
	100人以上500人未満	98.2	54.5	92.1	73.4	1.8
	100人未満	94.4	58.8	94.1	64.7	5.6

注 定期昇給制度の内容は、複数回答である。

第 24 表 民間における冬季賞与の考課査定分の配分状況

企業規模	係 員		課 長 級		部 長 級	
	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分	一定率(額)分	考課査定分
	%	%	%	%	%	%
規模計	52.7	47.3	45.5	54.5	44.1	55.9
500人以上	57.8	42.2	46.0	54.0	44.3	55.7
100人以上500人未満	52.8	47.2	47.6	52.4	44.3	55.7
100人未満	36.9	63.1	36.9	63.1	42.3	57.7

第25表 民間における月45時間を超え60時間を超えない時間外労働の割増賃金率の状況

割増賃金率	適用従業員		(参考) 適用事業所	
	割合	累積割合	割合	累積割合
31%以上	15.8 %	15.8 %	3.4 %	3.4 %
30%	41.0	56.9	31.0	34.4
29%	0.4	57.3	1.2	35.6
28%	0.0	57.3	0.0	35.6
27%	1.8	59.0	2.8	38.4
26%	1.7	60.7	1.6	39.9
25%	39.3	100.0	60.1	100.0

注 適用従業員および適用事業所の割合は、小数点以下第2位を四捨五入しているため、その計がそれぞれの累積割合と一致しない場合がある。

生計費關係資料

平成 29 年 4 月の標準生計費算定方法の概要

標準生計費は、大津市における最も標準的な生活の水準を求めるため、「家計調査」（総務省）等に基づき、次の方法により算定した。

1 標準生計費の費目の内訳

標準生計費は、次の各費目に分類して算定しているが、各費目の内容は、それぞれの家計調査の大分類項目に対応する。

食料費……食料

住居関係費……住居、光熱・水道、家具・家事用品

被服・履物費……被服および履物

雑費 I……保健医療、交通・通信、教育、教養娯楽

雑費 II……その他の消費支出（諸雑費、こづかい、交際費、仕送り金）

2 費目別、世帯人員別標準生計費の算定

2人から5人世帯については、家計調査の大津市勤労者世帯における平成29年4月の費目別平均支出金額（日数を365/12日に、世帯人員を4人に調整したもの）に、費目別、世帯人員別生計費換算乗数を乗じて算定した。

なお、1人世帯については、平成26年の「全国消費実態調査」（総務省）の単身勤労者世帯に係る資料を基に人事院が作成した平成29年4月の各費目別標準生計費を、大津市に置き換えて算定した。

（参考） 費目別、世帯人員別生計費換算乗数

平成28年1月～12月の家計調査の全国の調査世帯のうち、有業人員が1人で夫婦のみまたは夫婦とその子で構成される標準世帯について、世帯人員別に並数階層の費目別支出金額を求め、これをそれぞれ4人世帯の費目別平均支出金額で除して費目別、世帯人員別生計費換算乗数を求めた。

（注）家計調査の大津市における集計世帯数は96世帯

第 26 表 大津市における費目別、世帯人員別標準生計費

(平成 29 年 4 月)

世帯人員 費 目	1 人	2 人	3 人	4 人	5 人
	円	円	円	円	円
食 料 費	27,150	47,870	56,060	64,240	72,430
住居関係費	61,760	76,210	65,060	53,920	42,770
被服・履物費	2,410	6,060	7,880	9,710	11,540
雑 費 I	38,660	52,310	72,030	91,750	111,460
雑 費 II	7,410	21,590	23,400	25,210	27,070
計	137,390	204,040	224,430	244,830	265,270

労働経済関係資料

第 27 表 労働経済指標

その 1 民間給与および労働時間

項目 年月	全 国					
	① きまって支給する 給与(調査産業計)		② 所 定 内 給 与 (調査産業計)		③ 総実労働時間数 (調査産業計)	④ 所定外労働時間数 (調査産業計)
	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)
平成 27 年度	※ 288.5	※ 0.4	※ 263.4	※ 0.5	148.9	12.8
28 年度	※ 289.9	※ 0.5	※ 264.9	※ 0.5	148.3	12.7
平成 28 年 4 月	293.8	0.5	267.6	0.4	153.8	13.3
5 月	287.5	0.3	263.0	0.1	142.7	12.2
6 月	290.3	0.0	265.7	0.1	154.0	12.5
7 月	290.1	0.3	265.5	0.4	151.5	12.5
8 月	288.3	0.3	264.3	0.5	145.0	11.9
9 月	289.1	0.3	265.0	0.5	148.8	12.5
10 月	291.0	0.4	265.6	0.5	148.3	12.8
11 月	290.7	0.6	265.1	0.7	150.5	13.1
12 月	290.7	0.5	264.9	0.6	148.0	13.1
平成 29 年 1 月	288.1	0.4	263.4	0.6	139.2	12.3
2 月	289.3	0.3	264.1	0.3	146.7	12.7
3 月	291.4	△0.2	266.1	0.0	150.3	13.1
4 月	295.0	0.3	268.9	0.6	153.1	13.2
5 月	289.1	0.5	264.8	0.7	144.7	12.3

注 1 厚生労働省「毎月勤労統計調査」の事業所規模 30 人以上の数値であり、パートタイム労働者等が含まれている。

2 ①、②、⑤、⑥については、平成 27 年平均=100 とした指数を基礎としている。

3 ※は、暦年によるものである。

滋 賀 県					
⑤ きまって支給する 給与(調査産業計)		⑥ 所 定 内 給 与 (調査産業計)		⑦ 総実労働時間数 (調査産業計)	⑧ 所定外労働時間数 (調査産業計)
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(時間)	(時間)
※ 287.6	※ 1.0	※ 261.0	※ 2.0	148.1	11.9
※ 290.2	※ 0.9	※ 263.8	※ 1.1	146.5	12.0
295.6	1.5	268.2	1.4	151.0	12.2
289.8	1.5	264.5	1.9	139.1	10.9
292.6	1.1	266.7	1.1	152.8	11.6
289.1	0.2	262.6	0.5	149.8	11.4
288.5	0.3	262.8	0.7	142.3	11.0
284.9	△0.3	260.2	△0.1	147.8	11.2
289.6	0.3	263.1	0.2	146.8	12.0
292.3	0.9	265.1	1.2	150.4	12.6
289.0	1.9	260.7	1.8	148.0	12.8
285.3	0.2	257.4	△0.6	136.2	12.0
287.9	△1.6	257.9	△2.9	147.4	12.9
284.9	△3.1	256.4	△4.1	146.5	12.9
296.9	0.5	266.3	△0.8	152.8	13.8
287.4	△0.8	259.6	△1.9	143.7	12.8

その2 雇用・生計費等

項目 年月	①常用雇用指数(調査産業計)				②有効求人倍率 (季節調整値)		③ 完全失業率 (季節調整値) (%)
	全 国		滋 賀 県		全 国	滋 賀 県	
	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	(倍)	(倍)	
平成 27 年度	※ 100.0	※ 1.0	※ 100.0	※ 2.9	1.23	1.08	3.3
28 年度	※ 100.9	※ 0.9	※ 100.7	※ 0.7	1.39	1.20	3.0
平成 28 年 4 月	101.0	0.8	100.8	0.2	1.33	1.17	3.2
5 月	101.1	0.8	100.5	0.0	1.35	1.17	3.2
6 月	101.4	0.9	101.0	0.5	1.36	1.17	3.1
7 月	101.4	0.8	101.1	0.3	1.37	1.18	3.0
8 月	101.3	0.9	101.3	0.5	1.37	1.18	3.1
9 月	101.2	1.0	101.2	1.5	1.38	1.19	3.0
10 月	101.2	0.9	101.3	0.8	1.40	1.21	3.0
11 月	101.4	1.0	101.7	1.5	1.41	1.23	3.1
12 月	101.6	1.0	102.3	2.2	1.43	1.25	3.1
平成 29 年 1 月	101.4	1.1	101.4	3.9	1.43	1.24	3.0
2 月	101.1	1.1	102.4	2.5	1.43	1.21	2.8
3 月	100.5	1.1	102.1	2.8	1.45	1.20	2.8
4 月	102.6	1.6	103.0	2.2	1.48	1.23	2.8
5 月	102.9	1.8	103.7	3.2	1.49	1.28	3.1

注1 ①、②厚生労働省、③～⑤総務省、⑥日本銀行による。

2 ①、⑤、⑥は平成 27 年基準である(ただし、⑥の平成 27 年度は平成 22 年基準)。

3 ※は、暦年によるものである。

4 ②の滋賀県の平成 27 年度、平成 28 年度の欄は原数値である。

④消費支出 (二人以上の世帯のうち勤労者世帯)				⑤消費者物価指数 (総合)				⑥国内企業物価指数	
全国		大津市		全国		大津市			
(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	(千円)	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)	指 数	前年度比・ 前年同月比 (%)
※ 315.4	※ △1.0	※ 319.2	※ △1.4	100.0	0.2	100.1	1.0	101.8	△3.2
※ 310.4	※ △1.6	※ 324.6	※ 1.7	100.0	△0.1	100.3	0.2	96.8	△2.3
337.3	1.3	351.8	3.1	99.9	△0.3	100.1	0.2	96.4	△4.4
308.0	△2.9	315.3	△15.1	100.0	△0.5	100.4	0.1	96.4	△4.6
277.5	△5.4	337.5	△0.1	99.9	△0.4	100.3	0.0	96.4	△4.5
303.9	△3.7	292.0	0.3	99.6	△0.4	100.0	△0.2	96.3	△4.2
302.0	△4.9	295.4	△5.5	99.7	△0.5	100.0	△0.4	96.0	△3.8
297.3	△0.7	284.2	3.8	99.8	△0.5	100.2	△0.2	96.1	△3.3
306.6	△1.2	345.1	0.7	100.4	0.1	100.7	0.3	96.0	△2.7
295.3	0.1	327.8	31.9	100.4	0.5	100.8	0.7	96.4	△2.3
350.3	3.0	368.0	12.2	100.1	0.3	100.3	0.3	97.1	△1.2
307.3	△1.8	287.7	△18.5	100.0	0.4	100.3	0.5	97.7	0.5
298.2	0.0	259.2	△18.6	99.8	0.3	100.2	0.5	98.0	1.1
337.4	0.6	293.6	△4.1	99.9	0.2	100.1	0.2	98.2	1.4
330.4	△2.1	368.1	4.6	100.3	0.4	100.8	0.6	98.4	2.1
314.1	2.0	316.2	0.3	100.4	0.4	101.1	0.7	98.4	2.1

時間外勤務等に関する
職員アンケート関係資料

時間外勤務に関する職員アンケートの結果について

1 実施の目的

人事委員会では、本年1月に時間外勤務の実態や職員の意識等を把握するため時間外勤務に関する職員アンケートを実施し、この調査結果等を踏まえ、3月に時間外勤務の縮減について知事に提言を行った。

各任命権者においては、2月以降、長時間労働是正等の取組を徹底されており、先の調査以降における職員意識や職場環境の変化、課題などを把握するため、アンケート調査を実施した。

2 アンケートの概要

(1) 実施期間

平成29年7月10日（月）～7月31日（月）

(2) 対象者

約3,700人（一般職員約3,020人、管理職員約680人）

※総合事務支援システムを利用できるすべての職員

（企業職員、技能労務職員、臨時的任用職員および嘱託職員を除く）

(3) 回答者数

1,905人（一般職員1,460人、管理職員445人）

	対象者数	回答者数	回答率
一般職員	約3,020人	1,460人	約48%
管理職員	約680人	445人	約65%
合計	約3,700人	1,905人	約51%

(4) アンケート項目

①平成29年2月から6月の1日当たりの時間外勤務時間数、時間外勤務を行う頻度、1か月の時間外勤務が最も長かった月の時間数

②時間外勤務が発生した理由

③時間外勤務縮減のため、職場で取り組んでいる事項

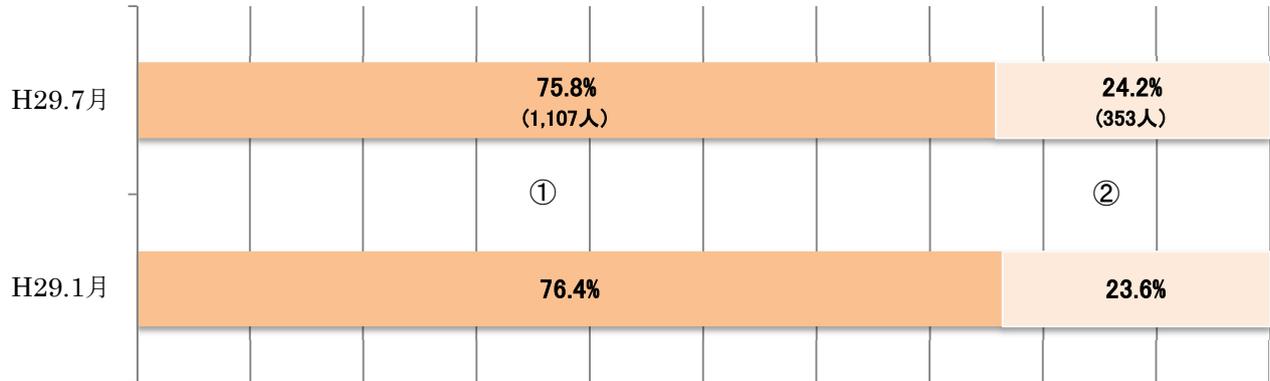
④職員の意識と職場環境の変化

⑤時間外勤務の縮減に取り組む中で生じてきた課題 など

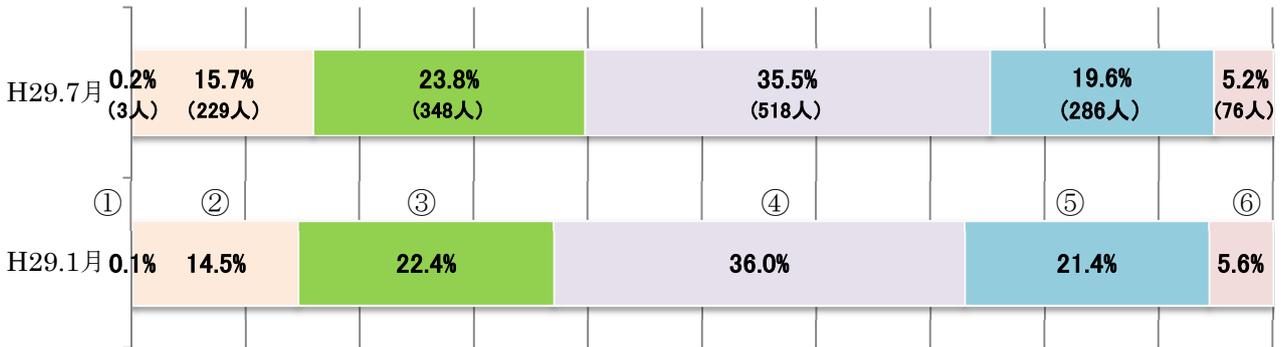
※①は一般職員のみ

<一般職員対象問1～問9、問11>

【問1】 あなたの性別を教えてください。(回答者数 1,460人)
 ①男性 ②女性



【問2】 あなたの年齢(回答日現在)を教えてください。(回答者数 1,460人)
 ①10歳台 ②20歳台 ③30歳台 ④40歳台 ⑤50歳台 ⑥60歳台

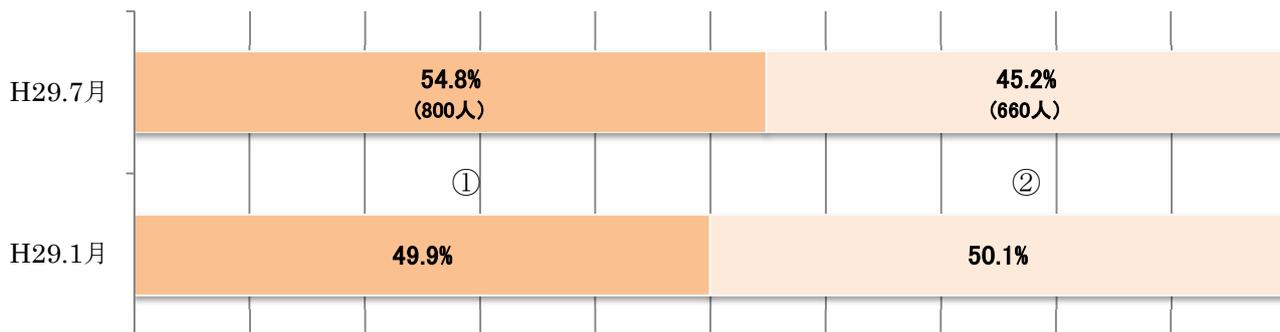


【問3】 あなたの部局を教えてください。(回答者数 1,460人)
 ①総合政策部 ②総務部 ③県民生活部
 ④琵琶湖環境部 ⑤健康医療福祉部 ⑥商工観光労働部
 ⑦農政水産部 ⑧土木交通部 ⑨会計管理局
 ⑩教育委員会(県立学校を除く) ⑪教育委員会(県立学校) ⑫その他の行政委員会等



【問4】 あなたの勤務場所を教えてください。(回答者数 1,460人)

①本庁 ②地方機関

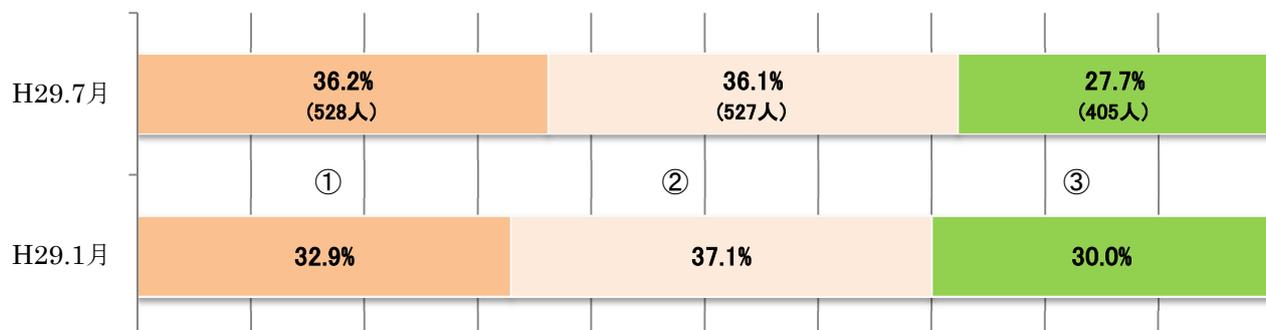


【問5】 あなたの職位を教えてください。(回答者数 1,460人)

①主事・技師級または主任主事・主任技師級

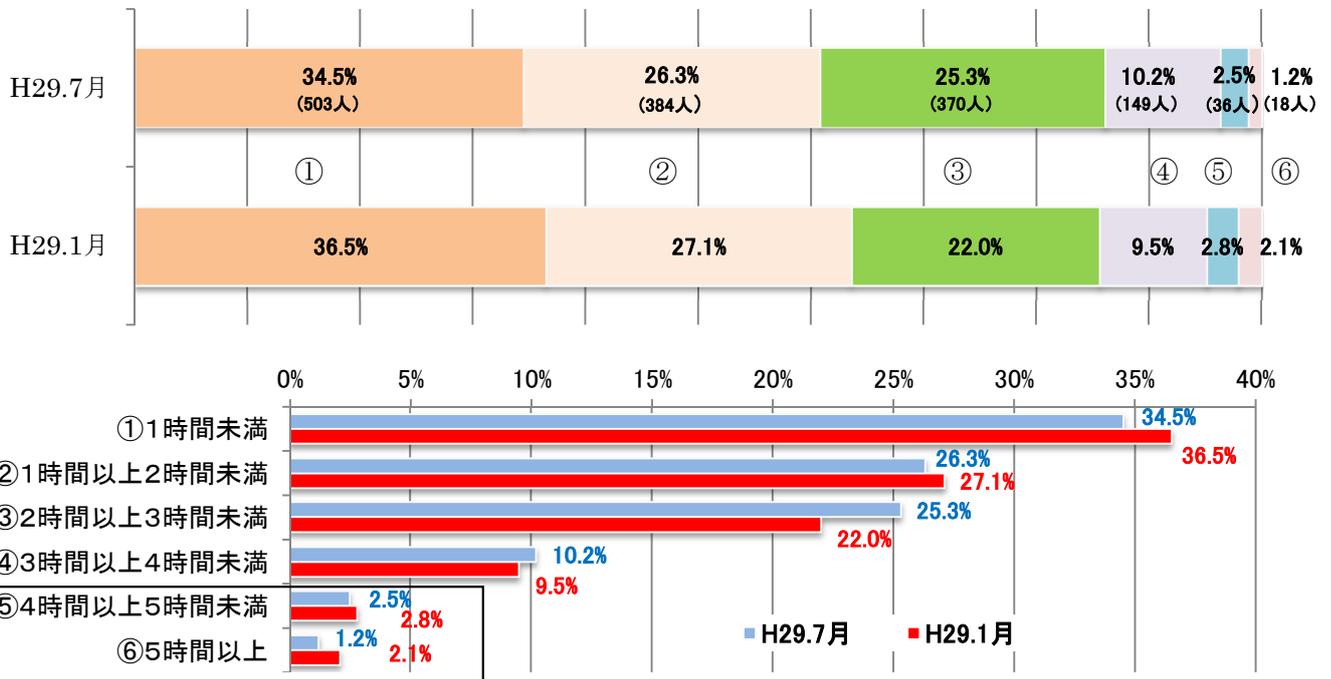
②主査級または係長級

③主幹級または課長補佐級



【問6】 平成29年2月から6月で、あなたは1日当たりどの程度の時間外勤務を行いましたか。
(回答者数 1,460人)

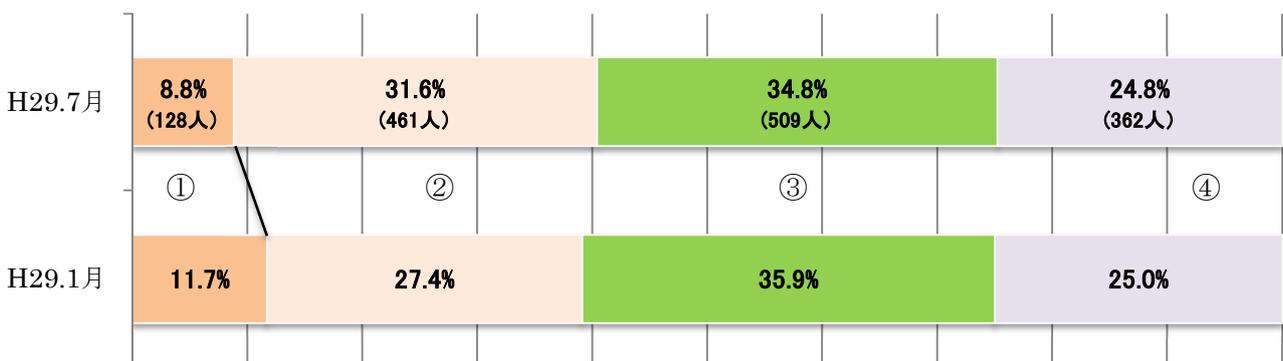
- ① 1時間未満 ② 1時間以上2時間未満 ③ 2時間以上3時間未満
④ 3時間以上4時間未満 ⑤ 4時間以上5時間未満 ⑥ 5時間以上



● 1日当たり4時間以上時間外勤務をしている職員の割合が減っている。

【問7】 平成29年2月から6月で、あなたが時間外勤務（休日勤務を含む。以下同じ。）を行う頻度はどのくらいでしたか。(回答者数 1,460人)

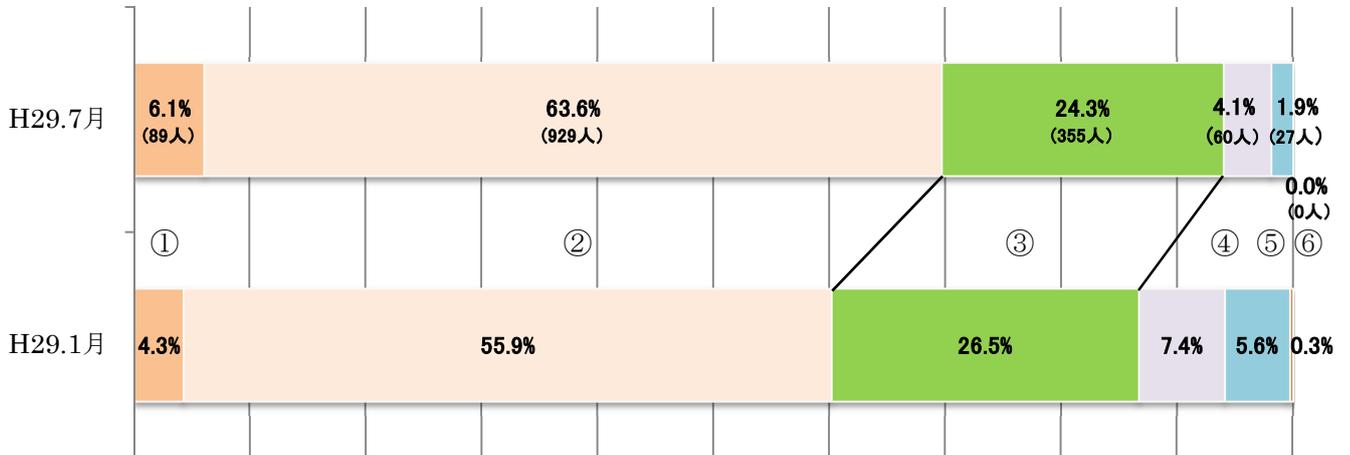
- ① ほぼ毎日 ② 週3～4日
③ 週1～2日 ④ ほとんど（まったく）行わなかった



● ほぼ毎日時間外勤務をしている職員の割合が減っている。

【問 8】 平成 29 年 2 月から 6 月で、あなたの 1 か月の時間外勤務が最も長かった月の時間数はどのくらいでしたか。(回答者数 1,460 人)

- ① 0 時間 ② 0 時間超 45 時間以下 ③ 45 時間超 80 時間以下
 ④ 80 時間超 100 時間以下 ⑤ 100 時間超 200 時間以下 ⑥ 200 時間超



● 月 45 時間超の時間外勤務をしている職員の割合が減っている。

【問 9】 あなたは、今の働き方で、健康に不安を感じることはありますか。(回答者数 1,460 人)

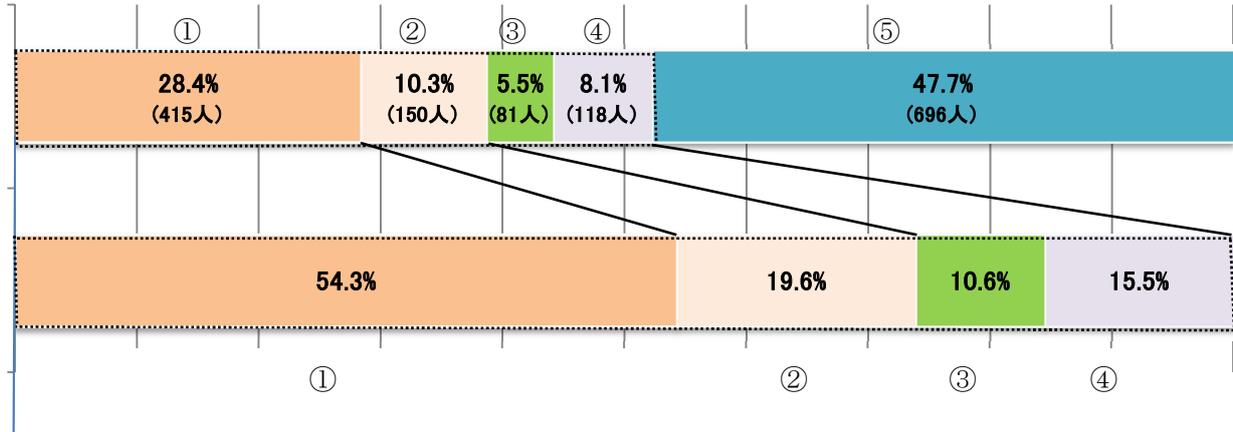
- ① しばしば感じる ② 時々感じる ③ ほとんど感じない ④ まったく感じない



● 健康に不安を感じている職員の割合が減っている。

【問11】 平成29年2月から6月で、あなたが週休日、休日に振替の対象となる勤務をされたとき、振替を行うことができますか。(回答者数1,460人)

- ①できている ②できていることが多い ③できていることが少ない
④できていない ⑤振替の対象となる勤務はしていない

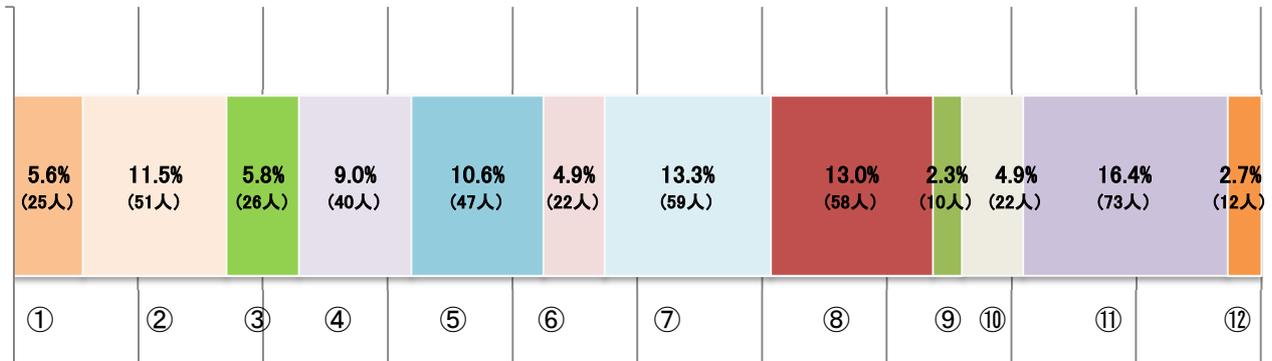


● 振替の対象となる勤務をしている職員の約74%は概ね振替を行うことができる。

<管理職員対象問1～問2>

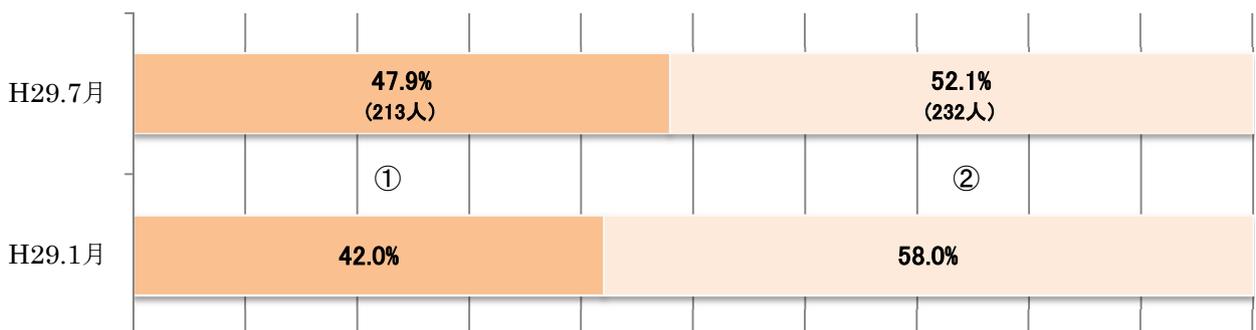
【問1】 あなたの部局を教えてください。(回答者数445人)

- ①総合政策部 ②総務部 ③県民生活部
④琵琶湖環境部 ⑤健康医療福祉部 ⑥商工観光労働部
⑦農政水産部 ⑧土木交通部 ⑨会計管理局
⑩教育委員会（県立学校を除く） ⑪教育委員会（県立学校） ⑫その他の行政委員会等



【問2】 あなたの勤務場所を教えてください。(回答者数445人)

- ①本庁 ②地方機関

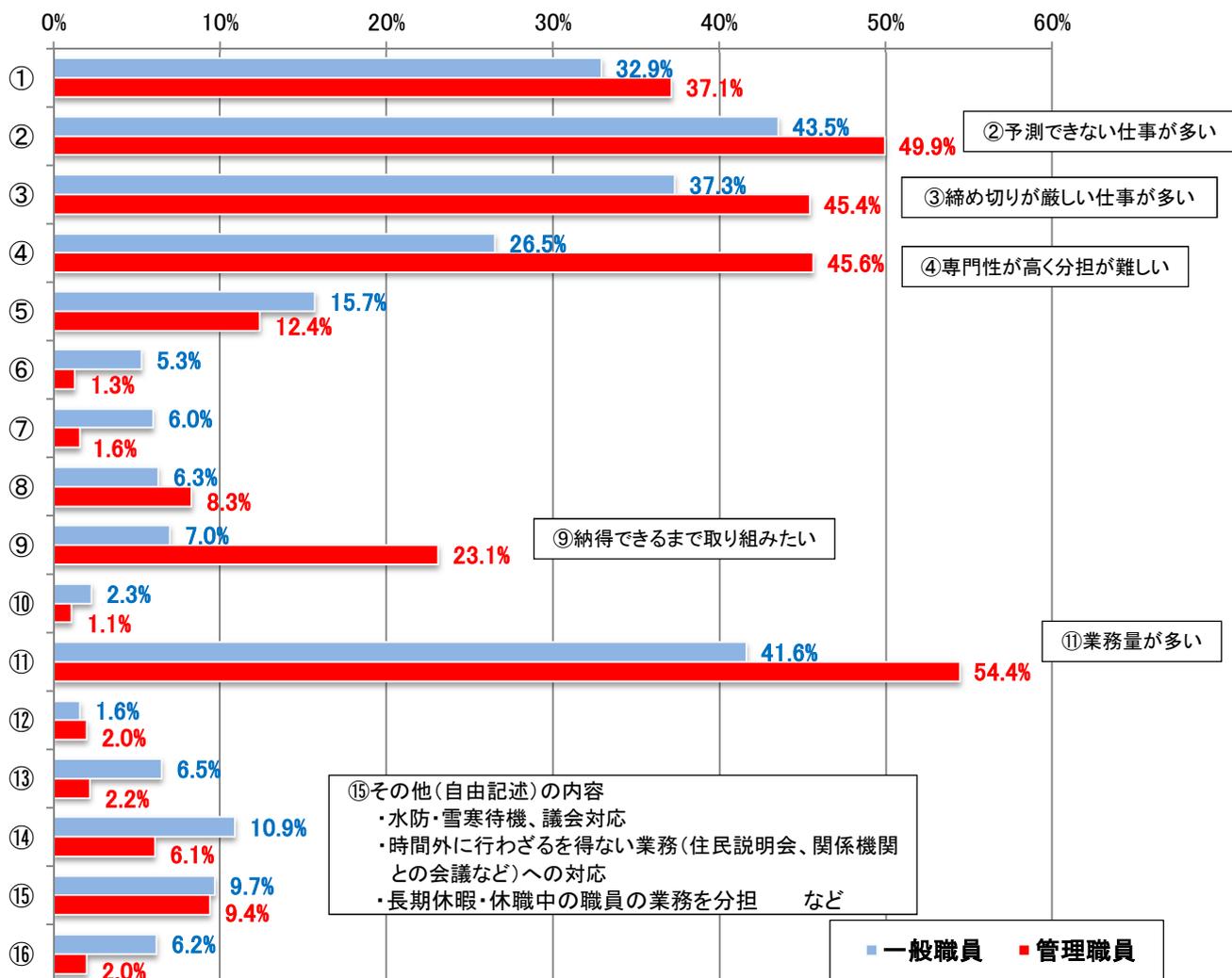


＜一般職員対象問 10、問 12～問 15、管理職員対象問 3～問 7＞

【一般職員問 10、管理職員問 3】 平成 29 年 2 月から 6 月で、時間外勤務が発生した理由
 (複数回答可：延べ回答数 一般職員 3,784 人、管理職員 1,344 人)

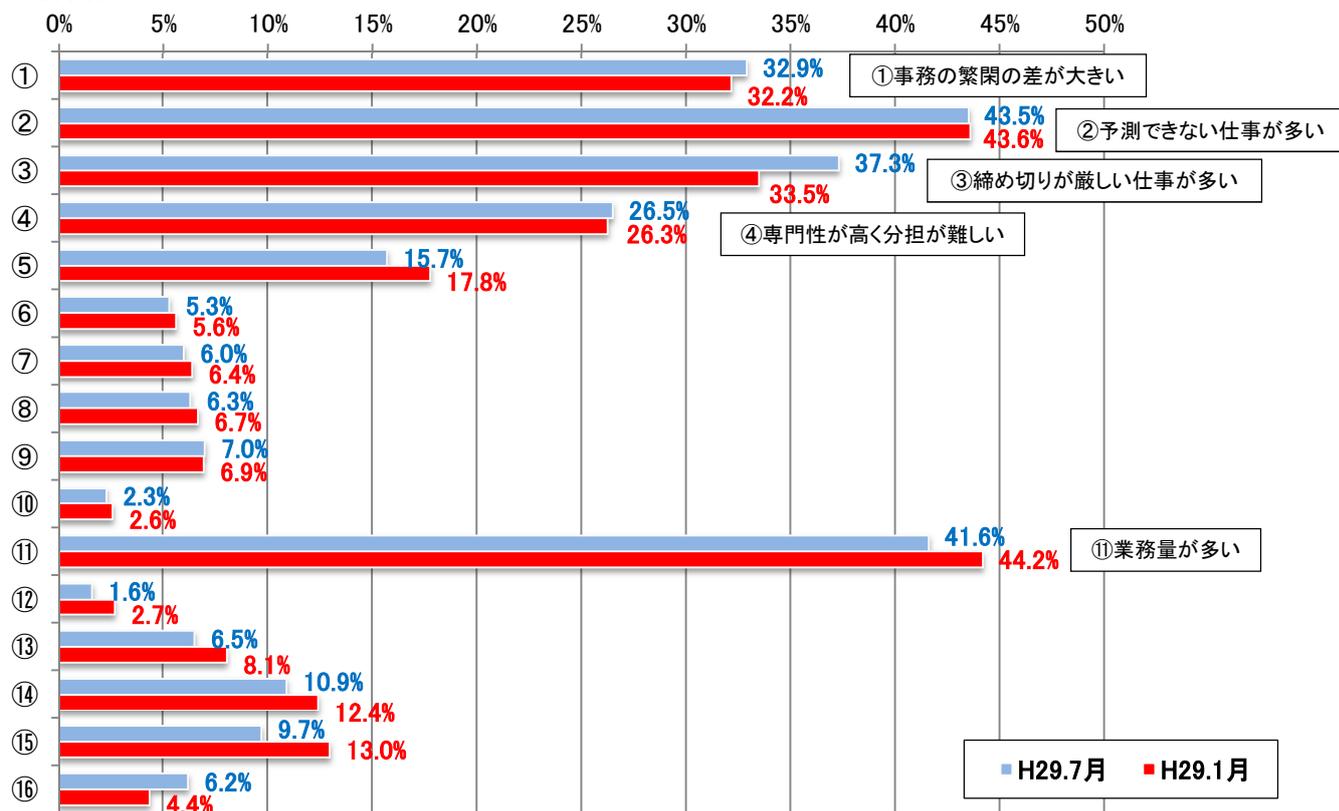
※〔〕内は管理職員の選択肢

- ①事務の繁閑の差が大きい
- ②外的な要因による予測できない仕事が多い
- ③締め切りが厳しい仕事が多い
- ④仕事の専門性が高く他の職員と分担すること〔職員間での分担〕が難しい
- ⑤個人間や係間の事務分担に偏りがある
- ⑥上司〔管理職等〕の仕事の進め方に無駄が多い、または時間に対するコスト意識が低い
- ⑦上司〔管理職等〕のこだわりから、〔職員に〕非常に高い水準の仕事求められる〔求める傾向がある〕
- ⑧自分〔職員〕の仕事の進め方がまずい〔に無駄が多い〕、または時間に対するコスト意識が低い
- ⑨時間はかかっても納得できるまで仕事に取り組みたい〔取り組もうとする傾向がある〕
- ⑩職場に帰りづらい雰囲気がある (上司や同僚よりも先に帰りづらい)
 〔管理職等が勤務時間外に残ることが多く、帰りづらい雰囲気がある〕
- ⑪業務量が多く、現状の人員ではどうしても長時間勤務をせざるを得ない〔にならざる〕を得ない
- ⑫長時間働いたことが評価される〔を評価する〕傾向がある
- ⑬職員間に助け合いの雰囲気がなく、個人任せになっている
- ⑭(仕事内容が困難で)自分〔職員〕の能力やスキルが不十分
- ⑮その他
- ⑯時間外勤務は行わなかった〔発生しなかった〕

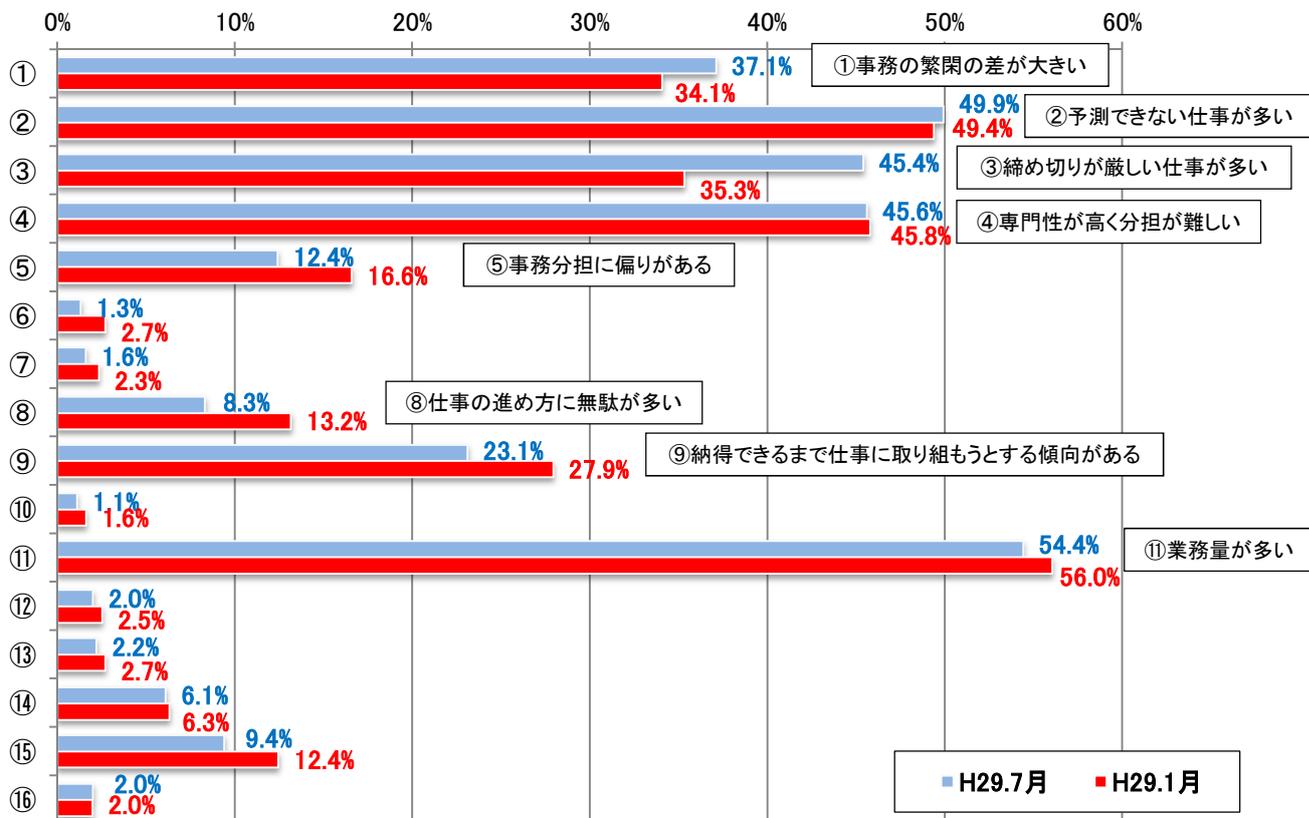


- 一般職員・管理職員ともに「②外的な要因による予測できない仕事が多い」および「⑪業務量が多く、現状の人員ではどうしても長時間勤務をせざるを得ない」が多く選択されている。
- 管理職員は「③締め切りが厳しい仕事が多い」および「④仕事の専門性が高く職員間での分担が難しい」の選択割合も大きい。

<一般職員>



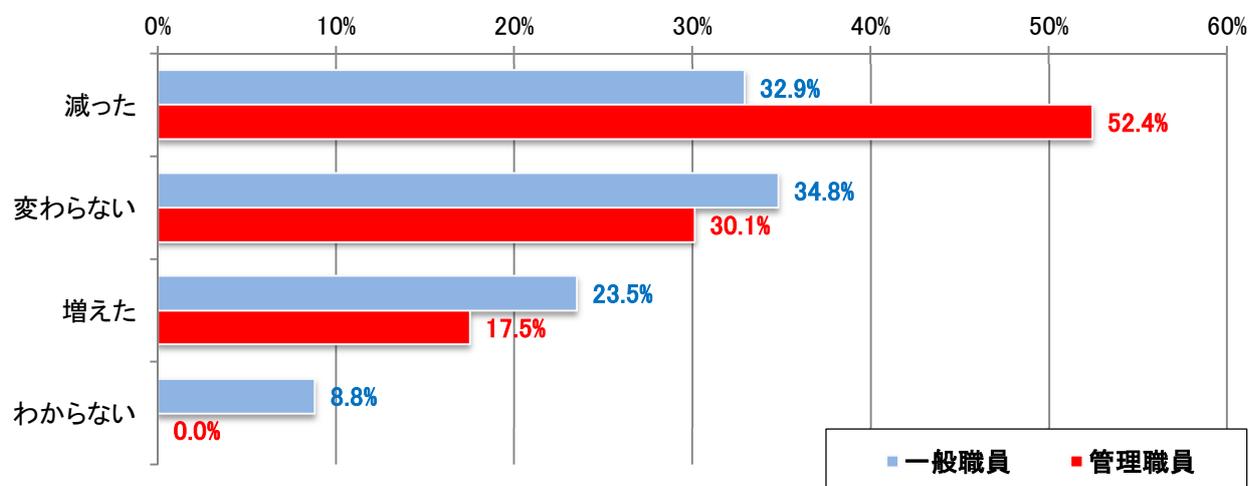
<管理職員>



● 一般職員は前回の調査結果（H29.1月）と比較して大きな変化は見られない。

● 管理職員も前回と同じような傾向であるが「③締め切りが厳しい仕事が多い」の選択割合が増え、「⑤個人間や係間の事務分担当に偏りがある」「⑧職員の仕事の進め方に無駄が多い、または時間に対するコスト意識が低い」「⑨時間はかかっても納得できるまで仕事に取り組もうとする傾向がある」の選択割合が減っている。

【一般職員問 12、管理職員問 4】 前年度と比較して、平成 29 年 2 月から 6 月の時間外勤務時間数
(回答者数 一般職員 1,460 人、管理職員 445 人)
①減った ②変わらない ③増えた ④わからない

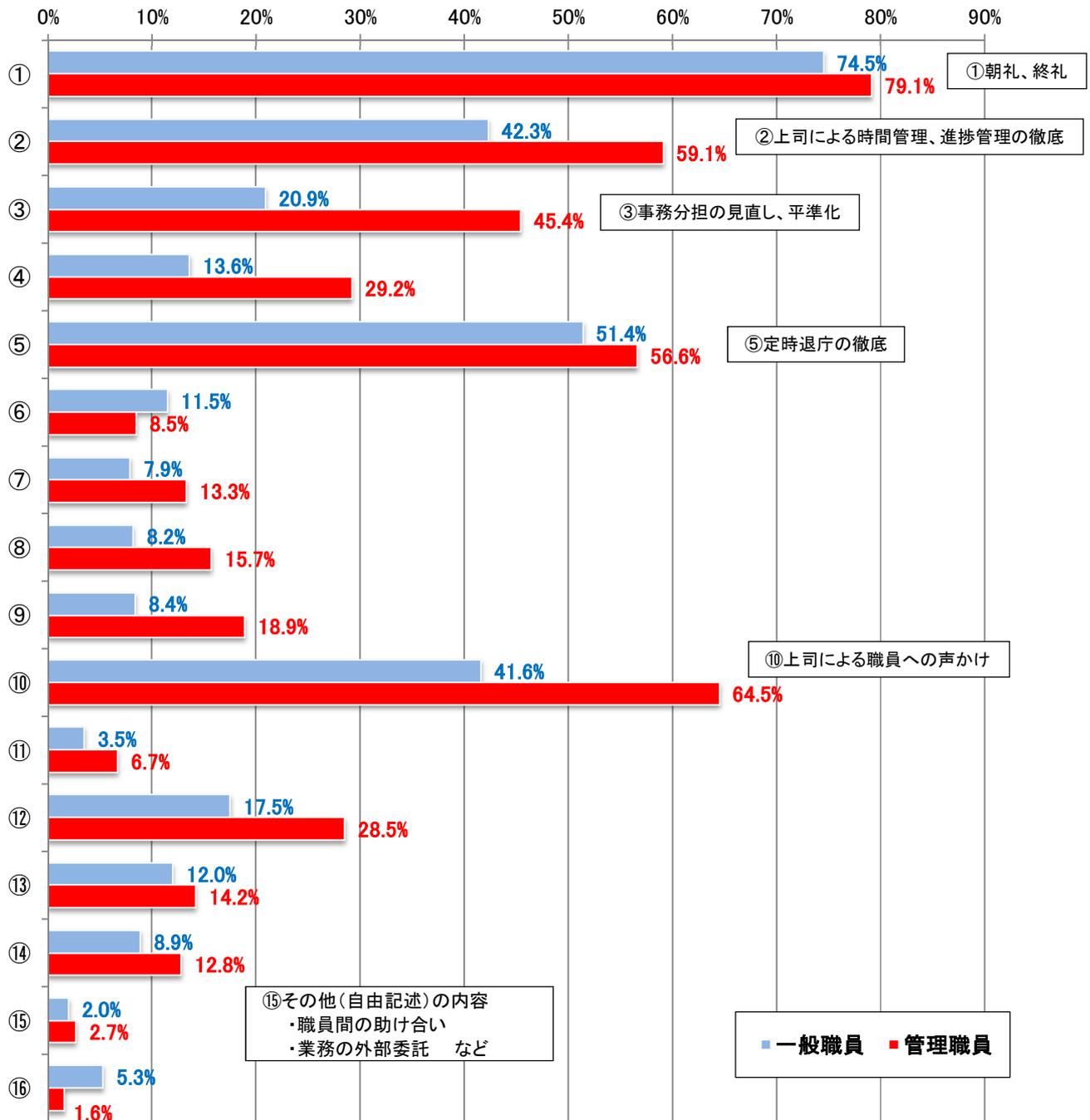


● 管理職員は「①減った」を選択した割合が半数を超え突出しているが、一般職員は「①減った」と「②変わらない」を選択した割合がほぼ同程度となっている。

【一般職員問 13、管理職員問 5】 時間外勤務の縮減のため、今の職場で取り組まれていること

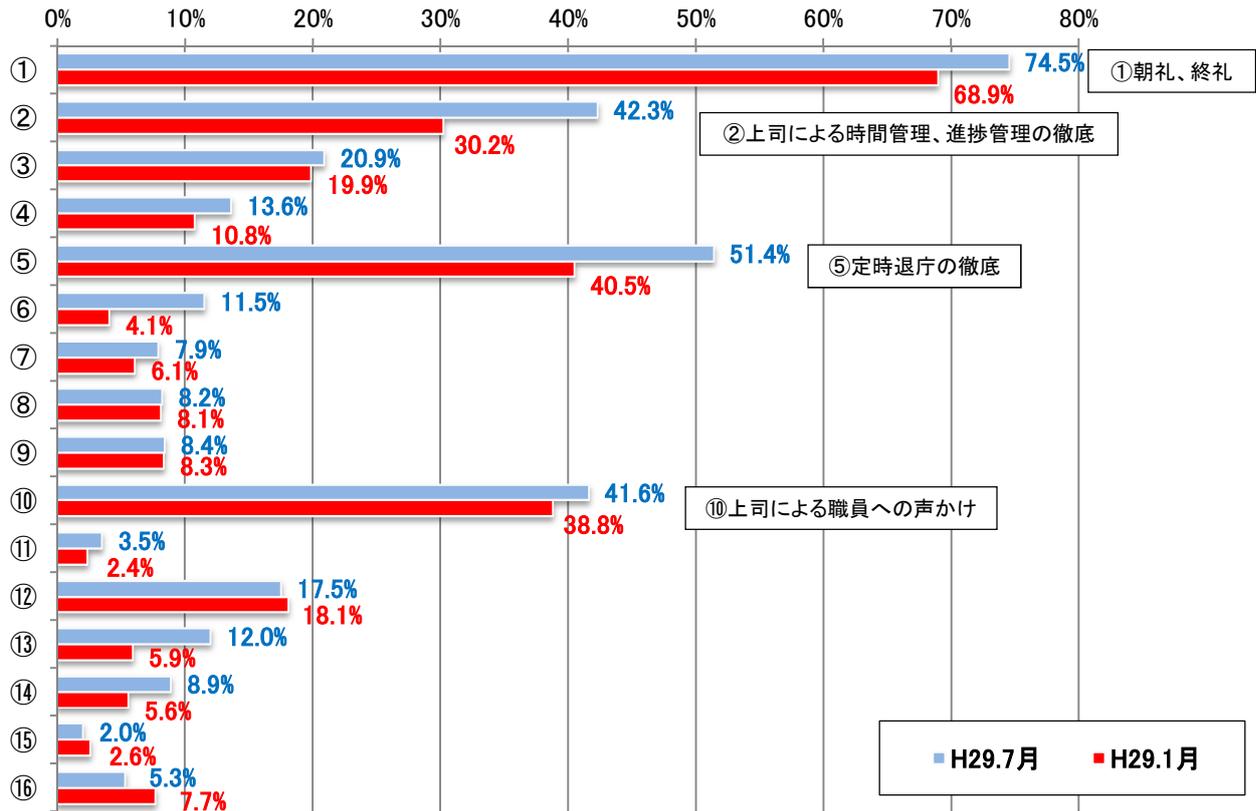
(複数回答可：延べ回答数 一般職員 4,811 人、管理職員 2,033 人)

- ①朝礼、終礼 ②上司による勤務時間管理、事務の進捗管理の徹底
- ③事務分担の見直し、事務分担の平準化 ④事務のスクラップや省力化など事務内容の見直し
- ⑤定時退庁日における定時退庁の徹底
- ⑥時間外勤務の上限時間（退庁時間）の設定（36 協定によるものを除く） ⑦遅出等勤務制度の活用
- ⑧特定の職員しか対応できない仕事を減らし、他の職員（副主任）でも対応できるようにしている
- ⑨時間外勤務縮減についての職場内での話し合い ⑩上司による職員への声かけ（注意喚起や指導）
- ⑪人員配置の見直し ⑫総合事務支援システム等を活用した職員間のスケジュールやデータの共有
- ⑬時間外勤務時間数の見える化（係内・所属内） ⑭時間外勤務削減目標の設定・共有
- ⑮その他 ⑯縮減のための取組は行われていない

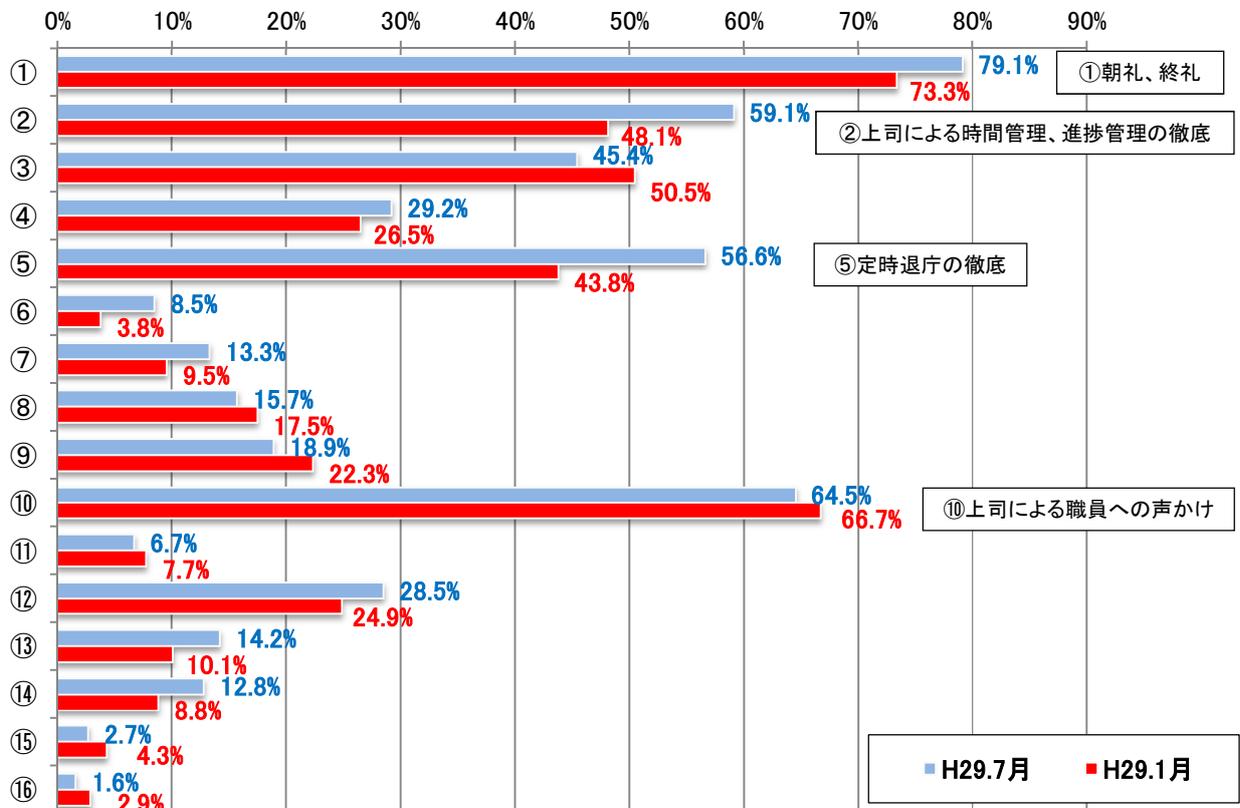


- 一般職員・管理職員ともに「①朝礼、終礼」が最も多く選択されている。
- 管理職員では「③事務分担の見直し、事務分担の平準化」および「⑩上司による職員への声かけ（注意喚起や指導）」も多く選択されているが、一般職員と大きな離れがある。

<一般職員>



<管理職員>



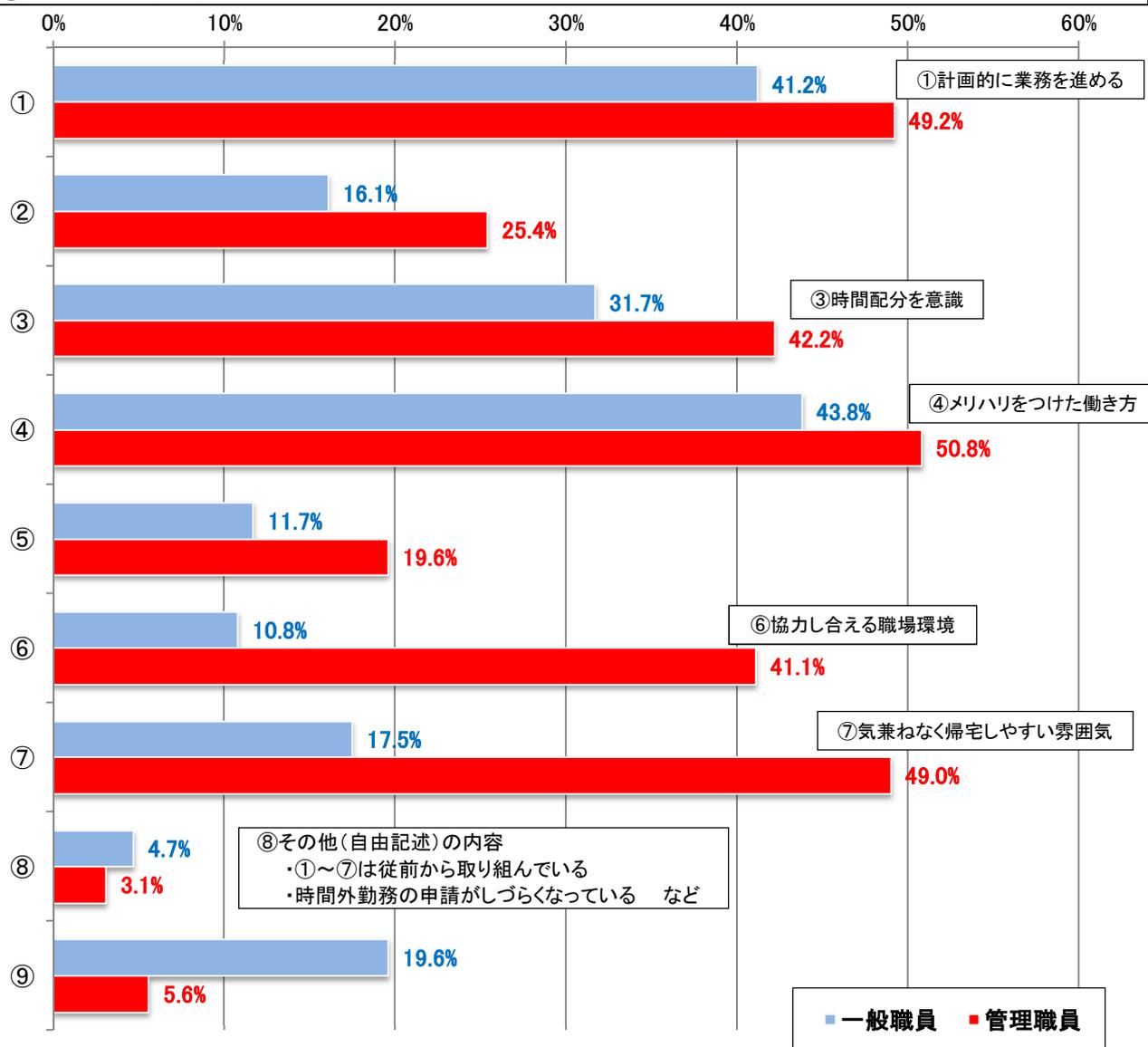
● 一般職員・管理職員ともに前回の調査結果（H29.1月）と比較して「②上司による勤務時間管理、事務の進捗管理の徹底」および「⑤定時退庁日における定時退庁の徹底」の選択割合が大きく増えている。

【一般職員問 14、管理職員問 6】 平成 29 年 2 月以降、時間外勤務の縮減に取り組む中で、あなた[部下]の仕事に対する意識や職場環境はどのように変化したか

(複数回答可：延べ回答数 一般職員 2,877 人、管理職員 1,273)

※〔〕内は管理職員の選択肢

- ①仕事の優先度を考え、計画的に業務を進めている
- ②前例にとらわれることなく、業務内容や進め方を積極的に見直している
- ③正規の勤務時間内で仕事を終わらせるよう、時間配分を意識しながら仕事を進めている
- ④定時退庁日には速やかに退庁するなど、メリハリをつけた働き方を行っている
- ⑤仕事に取り掛かる前に、処理の方向性や作成資料レベル、進め方等について上司[部下]とすりあわせを行うようにしている
- ⑥特定の職員に負荷がかかり過ぎないように、職員同士が協力し合える職場環境づくりが進んでいる[を進めている]
- ⑦周囲に気兼ねすることなく帰宅できるような雰囲気作りが進んでいる[を進めている]
- ⑧その他
- ⑨変化したことは特にない



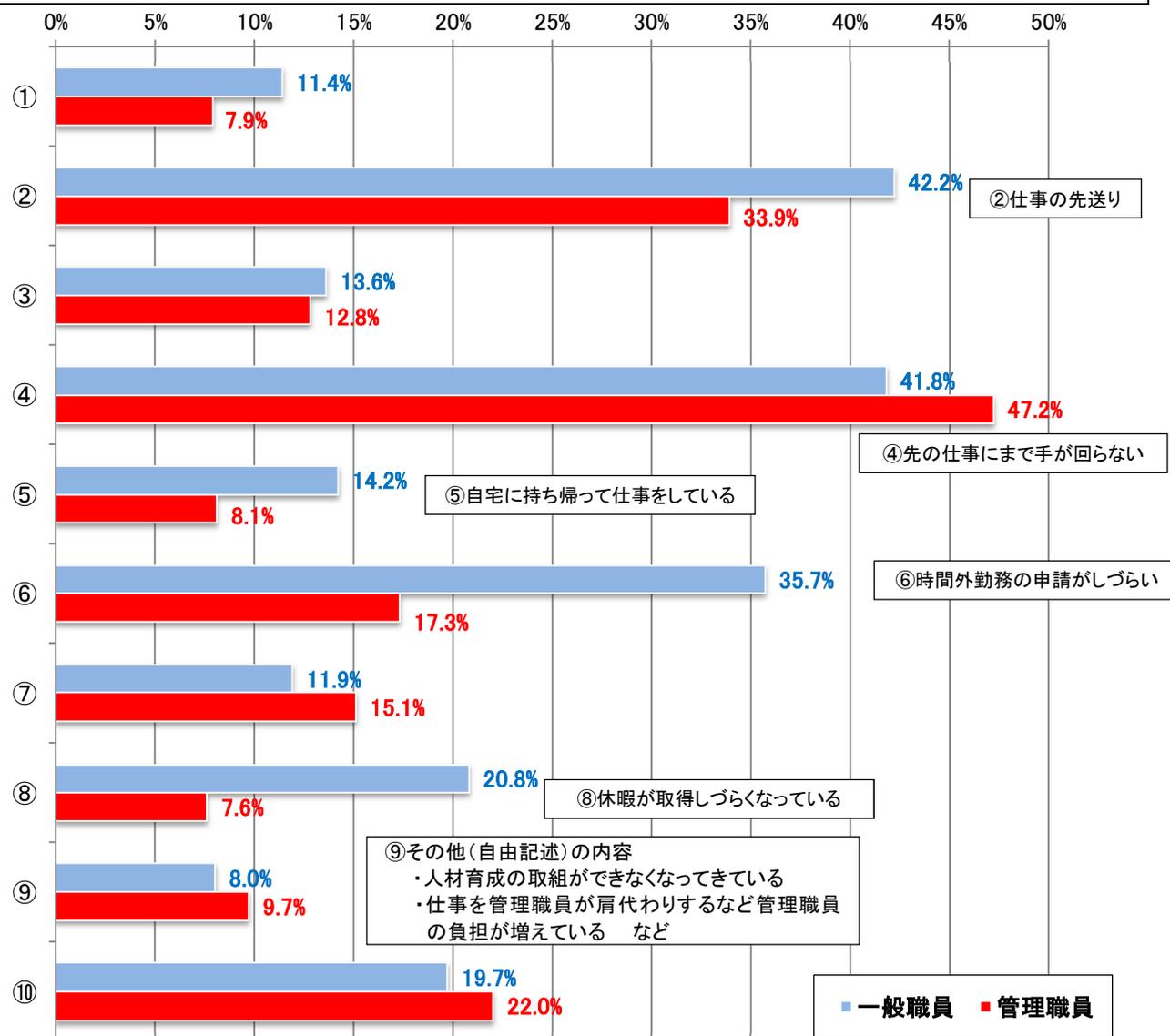
- 一般職員・管理職員ともに「④定時退庁日には速やかに退庁するなど、メリハリをつけた働き方を行っている」、次いで「①仕事の優先度を考え、計画的に業務を進めている」が多く選択されている。
- 管理職員は「③正規の勤務時間内で仕事を終わらせるよう、時間配分を意識しながら仕事を進めている」「⑥特定の職員に負荷がかかり過ぎないように、職員同士が協力し合える職場環境づくりを進めている」「⑦周囲に気兼ねすることなく帰宅できるような雰囲気作りを進めている」の選択割合も大きい。

【一般職員問 15、管理職員問 7】 時間外勤務の縮減に取り組む中で、生じてきた課題

※ [] 内は管理職員の選択肢

(複数回答可：延べ回答数 一般職員 3,202 人、管理職員 808 人)

- ①仕事にかけられる時間が減ったことにより、ミスが増えている
- ②仕事にかけられる時間が減ったことにより、仕事を先送りしている
- ③仕事にかけられる時間が減ったことにより、仕事に対する満足感が低下している
- ④先を見通した仕事にまで手が回らなくなっている
- ⑤職場では処理しきれない仕事は、自宅に持ち帰って処理をしている
- ⑥時間外勤務の申請[命令]がしづらくなっている
- ⑦職員間の情報共有やコミュニケーションのための時間が減っている
- ⑧休暇が取得しづらくなっている[しづらい雰囲気が出ています]
- ⑨その他
- ⑩課題は特にない



- 一般職員・管理職員ともに「②仕事にかけられる時間が減ったことにより、仕事を先送りしている」および「④先を見通した仕事にまで手が回らなくなっている」が多く選択されている。
- 一般職員では「⑥時間外勤務の申請がしづらくなっている」も多く選択されているが、管理職員と大きなかい離がある。
- また、「⑤職場では処理しきれない仕事は、自宅に持ち帰って処理をしている」および「⑧休暇が取得しづらくなっている[しづらい雰囲気が出ています]」は、選択割合は高くないが、一般職員と管理職員とでかい離がある。

人事評価制度に関する職員アンケートの結果について

1 実施の目的

能力・実績に応じた人事管理を推進するための改正地方公務員法の施行に伴い、平成28年4月から、人事評価制度が本格実施されている。

今般、制度導入後1年が経過したことから、人事評価制度の実施・運用状況や課題、人事評価制度に対する職員の意識などを把握するため、アンケート調査を実施した。

2 アンケートの概要

(1) 実施期間

平成29年7月10日（月）～7月31日（月）

(2) 対象者

約3,700人（一般職員約3,020人、管理職員約680人）

※総合事務支援システムを利用できるすべての職員

（企業職員、技能労務職員、臨時的任用職員および嘱託職員を除く）

(3) 回答者数

1,905人（一般職員1,460人、管理職員445人）

	対象者数	回答者数	回答率
一般職員	約3,020人	1,460人	約48%
管理職員	約680人	445人	約65%
合計	約3,700人	1,905人	約51%

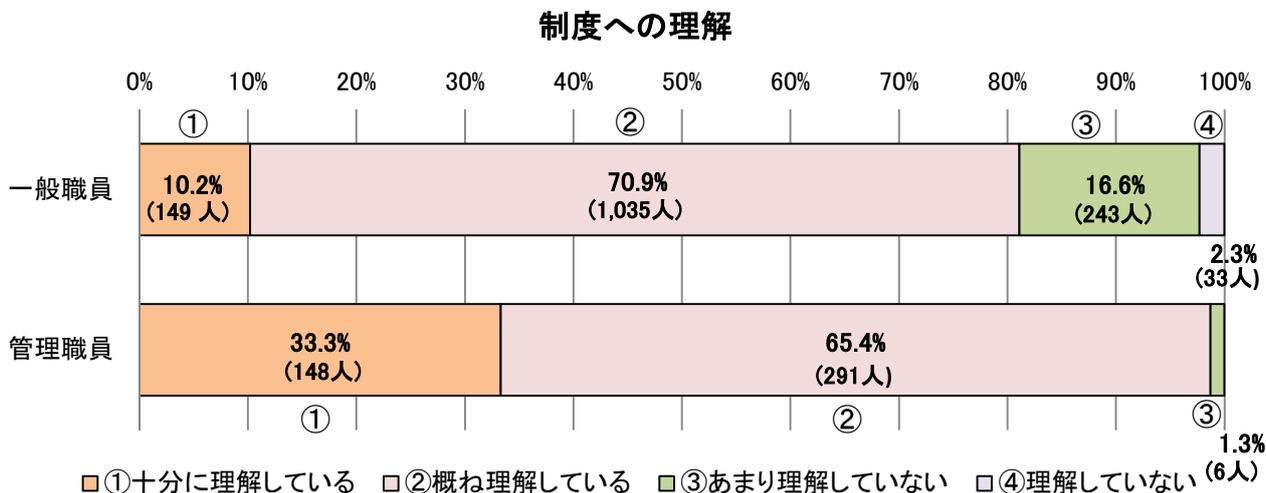
(4) アンケート項目

- ①人事評価制度への理解
- ②面談について
- ③評価の納得感
- ④人事評価制度の成果
- ⑤人事評価制度の課題 など

<人事評価制度への理解>

【問1】あなたは、人事評価制度（目的、評価内容および評価方法、評価結果の活用方法など）について理解していますか。（回答者数 一般職員：1,460人、管理職員：445人）

- ①十分に理解している
- ②概ね理解している
- ③あまり理解していない
- ④理解していない



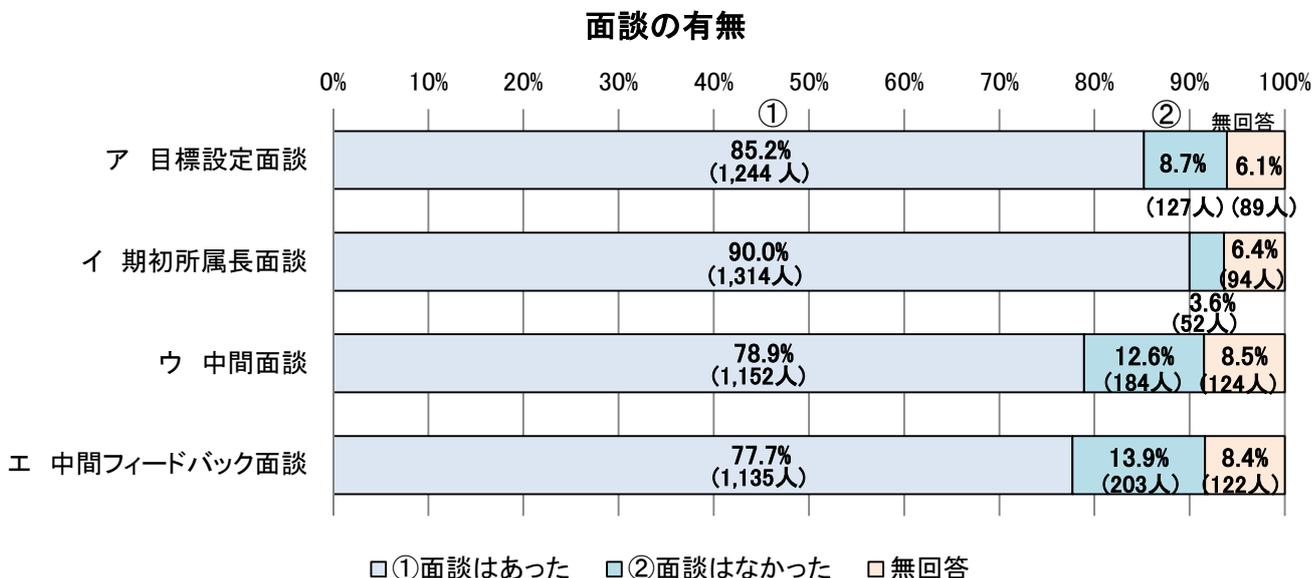
● 一般職員は約8割、管理職員はほぼすべての職員が「①十分に理解している」「②概ね理解している」と回答している。

<面談の有無>

【問2】次のア～エの面談は、人事評価制度上必ず行うものとなっています。

それぞれの実施状況についてお答えください。（回答者数 一般職員：1,460人）

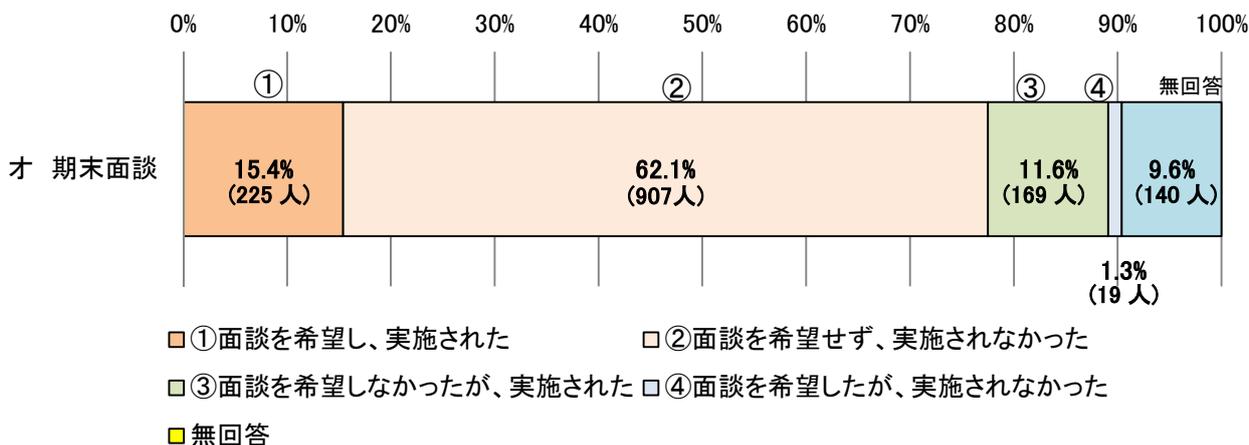
- ア 目標設定面談 ①面談はあった ②面談はなかった
- イ 期初所属長面談 ①面談はあった ②面談はなかった
- ウ 中間面談 ①面談はあった ②面談はなかった
- エ 中間フィードバック面談 ①面談はあった ②面談はなかった



【問3】 期末面談は、職員が面談を希望しなければ省略することができることとなっています。実施状況についてお答えください。(回答者数 一般職員：1,460人)

- ①面談を希望し、実施された
- ②面談を希望せず、実施されなかった
- ③面談を希望しなかったが、実施された
- ④面談を希望したが、実施されなかった

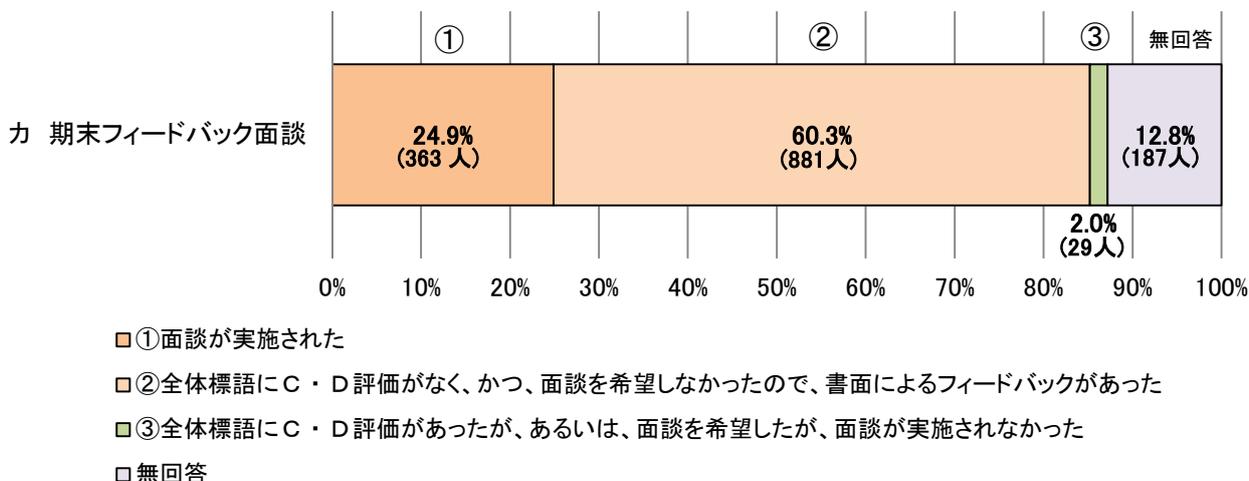
期末面談の実施の有無



【問4】 期末フィードバック面談は、全体標語にC・D評価がなく、職員が面談を希望しなければ、書面によるフィードバック（人事評価シートの返却）に代えることができることとしています。実施状況についてお答えください。(回答者数 一般職員：1,460人)

- ①面談が実施された
- ②全体標語にC・D評価がなく、かつ、面談を希望しなかったため、書面によるフィードバックがあった
- ③全体標語にC・D評価があったが、あるいは、面談を希望したが、面談が実施されなかった

期末フィードバック面談の実施の有無



● 人事評価制度上必ず行うものとされている面談について、実施できていない場合がある。また、期末面談、期末フィードバック面談において、職員が面談を希望するなど面談を実施すべきと考えられる場合においても、同様である。

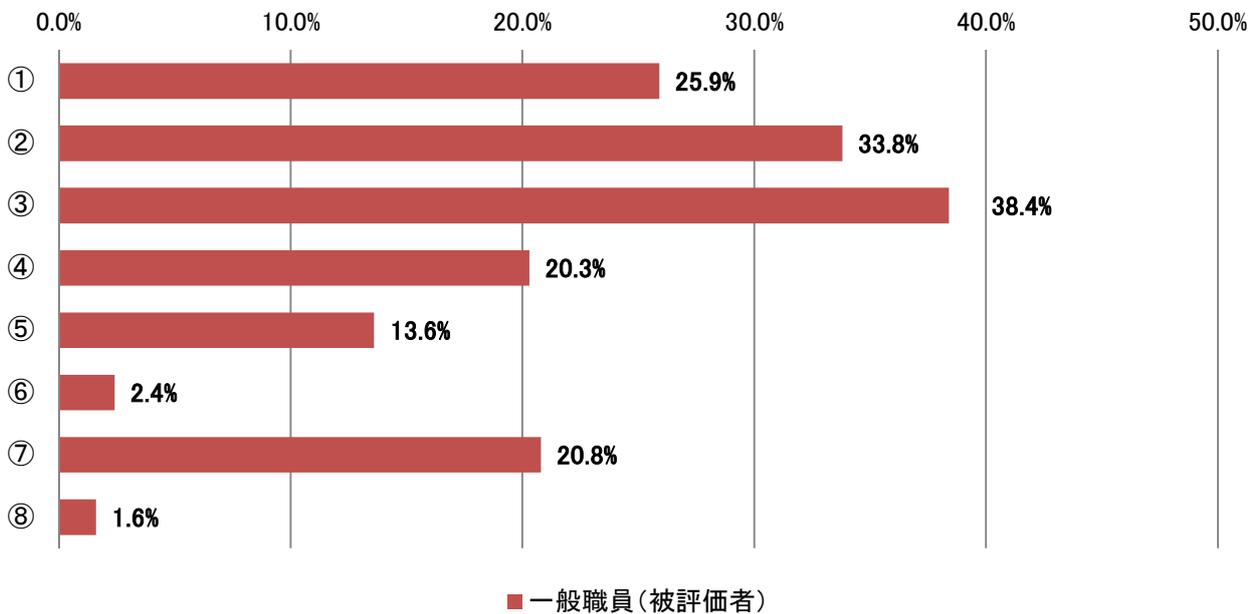
<面談について>

【問5】 <一般職員>あなたが上司と面談してよかったと思うのはどの点ですか。(複数回答可)

(延べ回答数 一般職員：2,289人)

- ①目標設定や評価について、上司から具体的な行動等を示され十分な説明があった。
- ②目標設定や自己評価について、上司に自分の思いを伝えることができた。
- ③目標や業務遂行にあたっての方策や課題、求められる行動例等について、上司と認識を共有できた。
- ④上司から、よりよい業務遂行や職務遂行能力の育成等に関する指導や助言をもらうことができた。
- ⑤日頃、忙しい上司とじっくり時間をかけて話すことができた。
- ⑥その他
- ⑦特にない。
- ⑧面談がなかったため分からない

面談について



● 一般職員(被評価者)が上司と面談してよかったと思う点は、「③上司と認識を共有できた」「②上司に自分の思いを伝えることができた」が多く選択されている。ただし、「⑦特にない」を選択している者も約2割いる。

<面談の留意点>

【問6】<管理職員>あなたは、部下への面談（目標設定面談、中間面談、期末面談、フィードバック面談を含む。）を行うにあたってどのような点に気をつけていますか。（複数回答可）

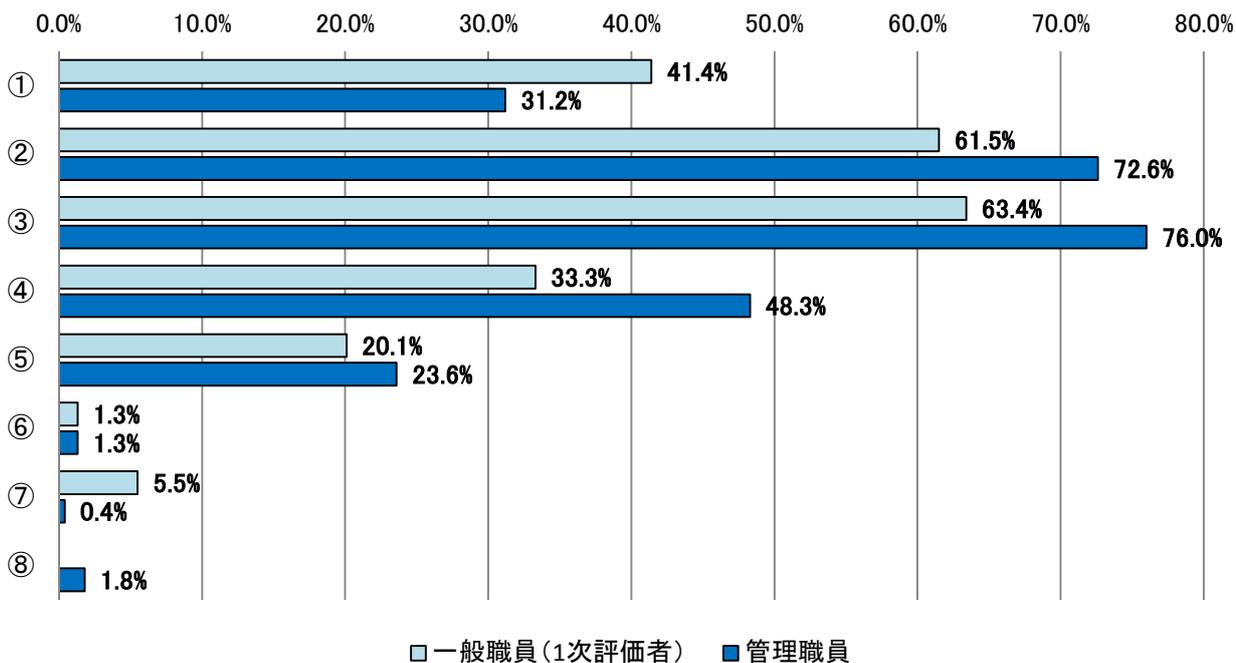
（延べ回答数 管理職員：1,136人）

- ①目標設定や評価について、部下が納得できるよう具体的な行動等を示して十分に説明する。
- ②目標設定や部下の自己評価について、部下からの意見を丁寧に聞く
- ③目標や業務遂行にあたっての方策や課題等について、部下と認識を共有する
- ④よりよい業務遂行や部下の職務遂行能力の育成に向けて指導や助言を行う
- ⑤日頃なかなか時間がとれないため、部下とじっくり時間をかけて話す
- ⑥その他
- ⑦特にない
- ⑧評価者の経験がない

※ 一般職員のうち1次評価者は管理職員と同様の設問に回答（ただし、選択肢⑧はなし）

（延べ回答数 一般職員（1次評価者）：700人）

面談の留意点



● 一般職員（1次評価者）、管理職員ともに面談を実施する際に気をつけている点は、「③部下と認識を共有する」「②部下からの意見を丁寧に聞く」が多く選択されている。

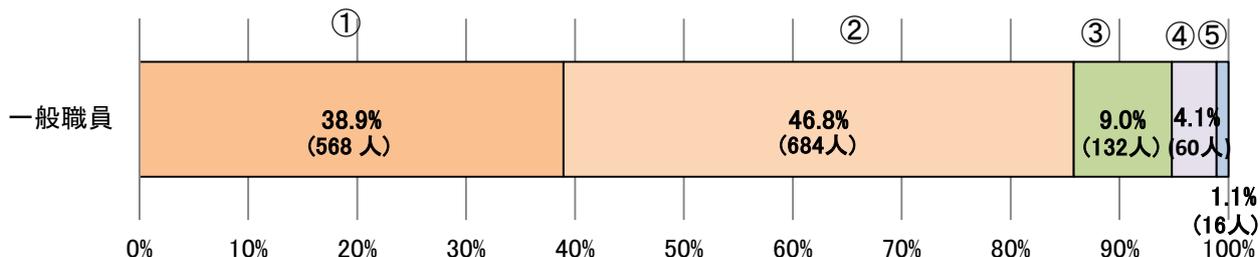
<評価の納得感>

【問7】あなたは、業績および能力発揮度の評価結果をどのように受け止めていますか。

(回答者数 一般職員：1,460人)

- ①評価結果を妥当なものとして受け入れることができた
- ②どちらかといえば評価結果を妥当なものとして受け入れることができた
- ③どちらかといえば評価結果を妥当なものとして受け入れることができなかった
- ④評価結果を妥当なものとして受け入れることができなかった
- ⑤人事評価がなかった(経験していない)ため分からない

評価の納得感



<評価結果に納得していない理由>

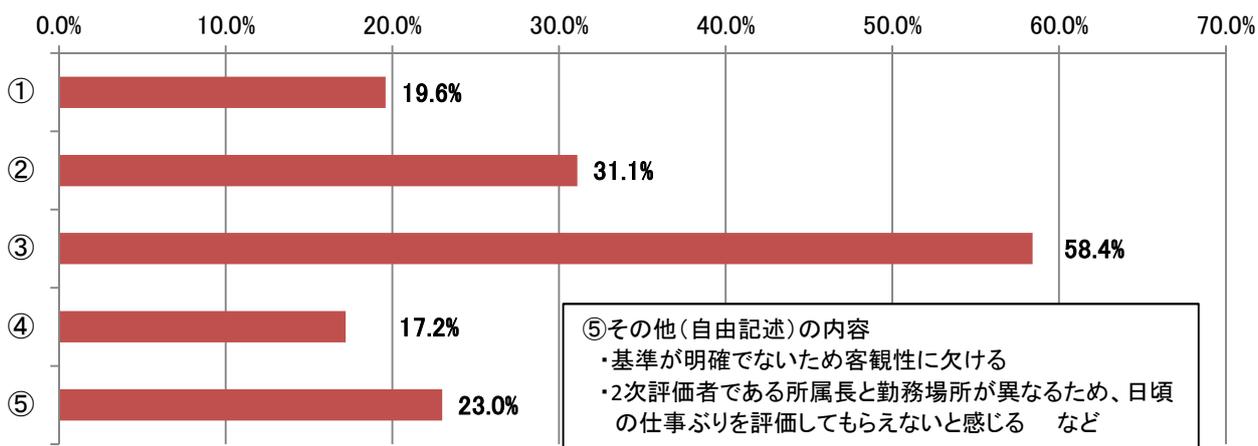
【問8】上記質問において「③、④」と回答された方にお聞きします。

あなたが評価結果を受け入れることができないのはなぜですか。(複数回答可)

(延べ回答数 一般職員：312人)

- ①自己評価との差が大きい
- ②評価結果について上司から丁寧な説明がない
- ③評価の根拠となる事実が示されていない、もしくは不明確である
- ④上司とのコミュニケーションに課題があり、正当な評価がされているとは思えない
- ⑤その他

評価結果に納得していない理由



- 評価結果については、約85%の職員が「妥当なものとして受け入れることができた」と回答している。
- 約15%の職員が「妥当なものとして受け入れることができなかった」と回答しており、その理由としては「③評価の根拠となる事実が示されていない、もしくは不明確である」が多く選択されている。

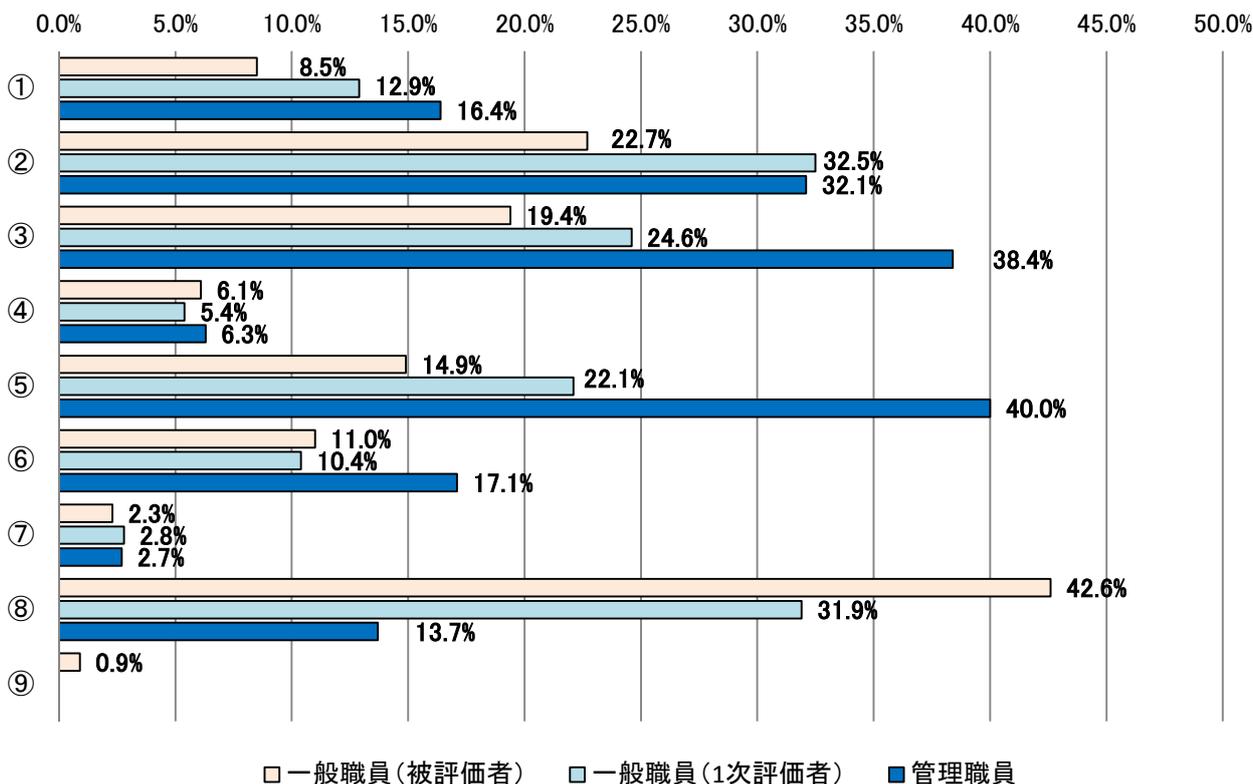
<人事評価制度の成果>

【問9】あなたが人事評価制度の実施により成果があったと思うのはどの点ですか。(複数回答可)
 (延べ回答数 一般職員(被評価者): 1,872人、一般職員(1次評価者): 452人、管理職員: 742人)

※[]内は管理職員の選択肢

- ①上司、部下とのコミュニケーションが活発になり、職場が活性化した
- ②達成すべき目標が明確になり、効率的に業務が遂行できるようになった
- ③個人目標の達成に取り組むことにより、組織の使命や目標の達成に貢献できた
- ④評価結果が処遇に反映されることになり、仕事へのモチベーションが高まった
- ⑤上司[部下]との面談等を通じて、自ら[部下]の「強み」や「弱み」を把握することができた
- ⑥目標の設定や評価での振り返り、自己啓発意欲の高まりなどにより、職務遂行能力の向上につながった
- ⑦その他
- ⑧特にない
- ⑨人事評価を経験していないため分からない

人事評価制度の成果



- 一般職員(被評価者)では「⑧特にない」が最も多く選択されており、人事評価制度の成果が実感されていないことが窺える。
- 管理職員では「⑤部下の「強み」や「弱み」を把握することができた」「③組織の使命や目標の達成に貢献できた」が多く選択されている。

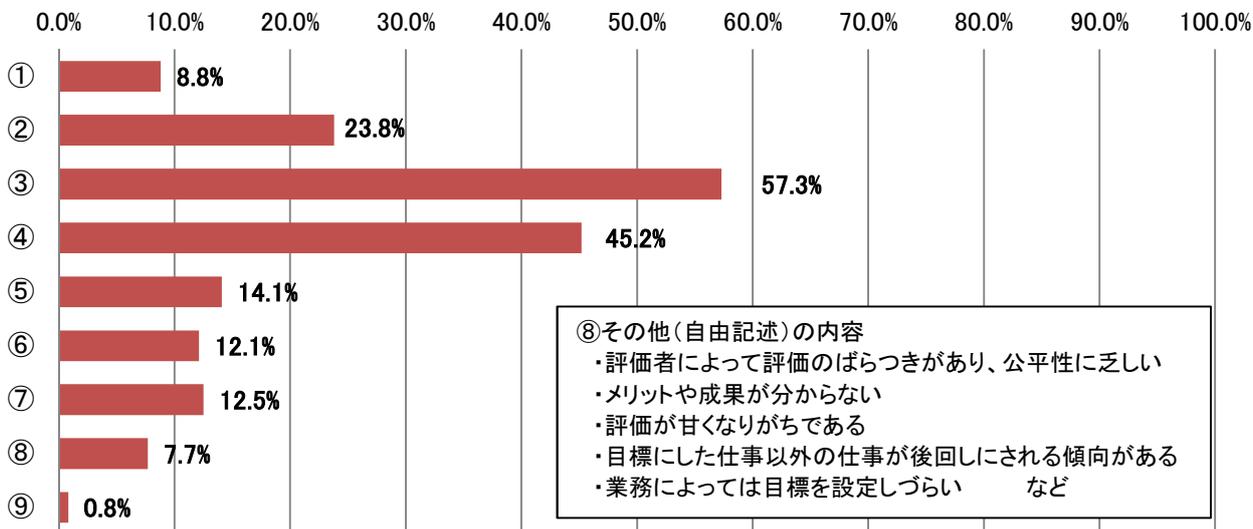
<人事評価制度の課題：一般職員（被評価者）>

【問 10】あなたが人事評価制度において課題だと思うのはどの点ですか。（複数回答可）

（延べ回答数 一般職員（被評価者）：2,663人）

- ①制度が十分に周知されていない
- ②評価者が部下の業務遂行状況や能力をよく把握できていない
- ③適切な個人目標の設定が困難である
- ④人事評価シートの記入や面談に時間がとられ、負担が大きい
- ⑤評価結果についての十分なフィードバックがない
- ⑥評価結果の処遇への反映が適切になされていない
- ⑦その他
- ⑧特にない
- ⑨人事評価を経験していないため分からない

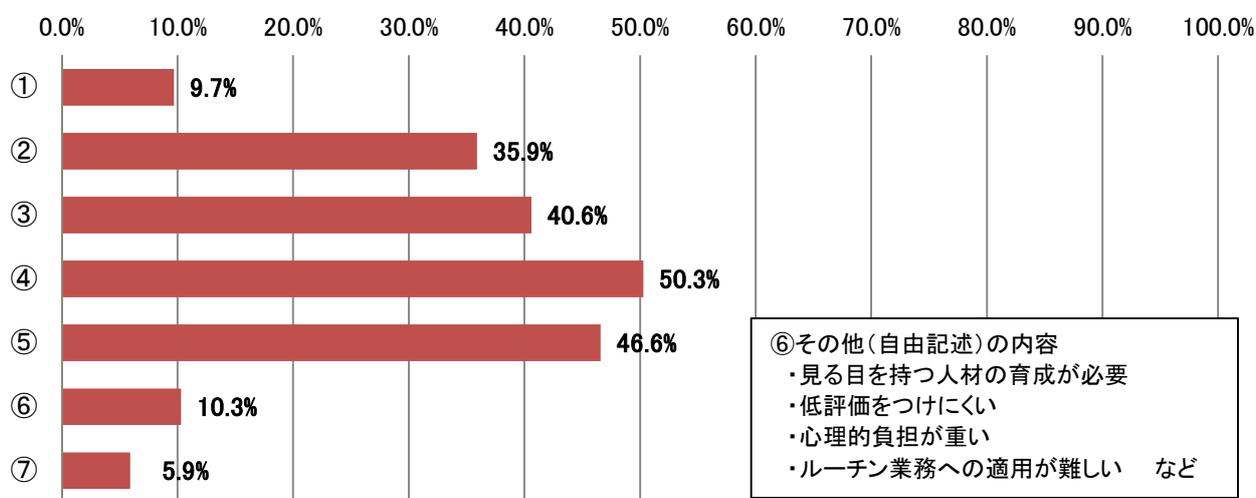
人事評価制度の課題 <一般職員（被評価者）>



＜人事評価制度の課題：一般職員（1次評価者）＞

【問 11】あなたが人事評価制度において課題だと思うのはどの点ですか。（複数回答可）
 （延べ回答数 一般職員（1次評価者）：638人）
 ①制度が十分に周知されていない
 ②評価スキルが不足している
 ③部下の業務遂行状況や能力を適切に把握することが難しい
 ④適切な個人目標の設定が困難である
 ⑤面談や評価作業の負担が大きい
 ⑥その他
 ⑦特にない

人事評価制度の課題
 ＜一般職員(1次評価者)＞



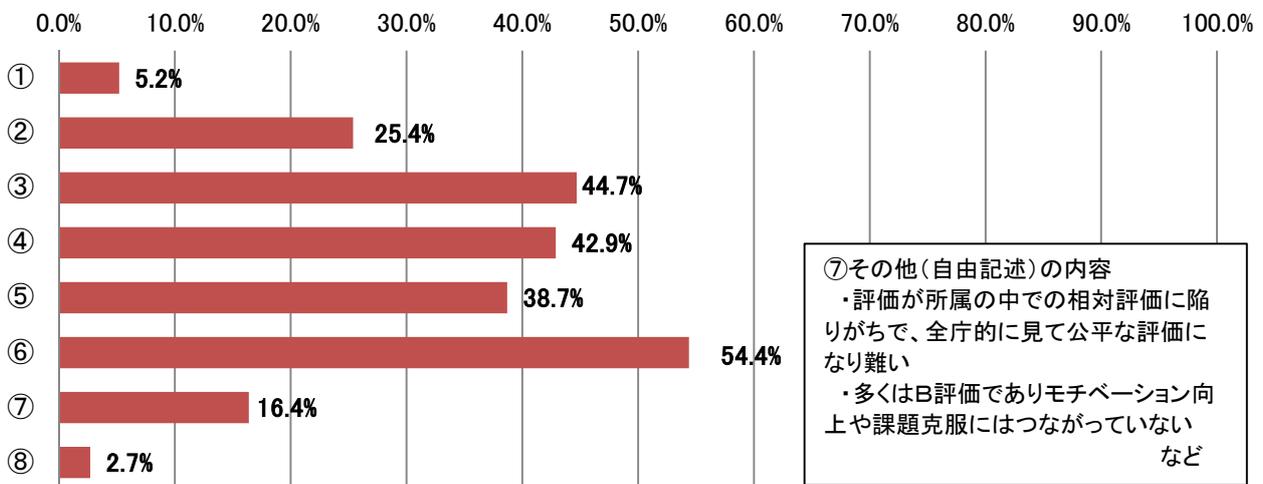
<人事評価制度の課題：管理職員>

【問 12】あなたが人事評価制度において課題だと思うのはどの点ですか。（複数回答可）

（延べ回答数 管理職員：1,025人）

- ①制度が十分に周知されていない
- ②評価スキルが不足している
- ③部下の業務遂行状況や能力を適切に把握することが難しい
- ④適切な個人目標の設定が困難である
- ⑤面談や評価作業の負担が大きい
- ⑥評価結果を処遇へ適切に反映させることが難しい
- ⑦その他
- ⑧特にない

人事評価制度の課題
<管理職員>



- 一般職員（被評価者）、一般職員（1次評価者）ともに、「適切な個人目標の設定が困難である」「負担が大きい」が多く選択されている。
- 管理職員では「評価結果を処遇へ適切に反映させることが難しい」「部下の業務遂行状況や能力を適切に把握することが難しい」「適切な個人目標の設定が困難である」の順に多く選択されている。

